

平成28年第2回美祢市議会定例会会議録（その2）

平成28年6月27日（月曜日）

1. 出席議員

1番	末永義美	2番	杉山武志
3番	戎屋昭彦	4番	猶野智和
5番	秋枝秀稔	6番	岡山隆
7番	高木法生	8番	三好睦子
9番	山中佳子	10番	岩本明央
11番	下井克己	12番	秋山哲朗
13番	徳並伍朗	14番	竹岡昌治
15番	安富法明	16番	荒山光広

2. 欠席議員 なし

3. 出席した事務局職員

議会事務局長	石田淳司	議会事務局長	野尻登志枝
議会事務局長係	大塚享		

4. 説明のため出席した者の職氏名

市長	西岡晃	副市長	篠田洋司
総務部長	田辺剛	総合政策部長	藤澤和昭
市民福祉部長	三浦洋介	建設経済部長	西田良平
建設経済部長	白井栄次	総合観光部長	奥田源良
総合観光部長	綿谷敦朗	総務部次長	大野義昭
総合政策部長	佐々木昭治	市民福祉部長	西山宏史
企画政策課長		生活環境課長	志賀雅彦
市民福祉部長	福田泰嗣	建設経済部長	繁田誠
地域福祉課長		農林課長	
建設経済部長	中村壽志	総合観光部長	
建設課長		観光総務課長	
病院事業管理者	高橋睦夫	上下水道事業者	波佐間敏
教育委員会		管理	
事務局局長	金子彰	会計管理者	杉原功一
美東総合支所長	倉重郁二	秋芳総合支所長	佐々木彰宣
消防長	松永潤	病院事業局長	安村芳武
病院事業局管理部		管理部長	
経営管理課長	古屋壮之	上下水道局長	松野哲治

教育委員会  
事務局次長  
市民福祉課  
高齢福祉課  
部長

末岡竜夫  
河村充展

教育委員会事務局  
学校教育課長

長谷川 裕

5. 付議事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問

- 1 猶野智和
- 2 高木法生
- 3 竹岡昌治
- 4 岡山 隆
- 5 末永義美
- 6 戎屋昭彦

6. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

○議長（荒山光広君） おはようございます。これより、本日の会議を開きます。

事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

本日まで事務局から送付してございますものは、会議予定表及び一般質問順序表でございます。

また、本日机場に配付してございますものは、議事日程表（第2号）、以上1件でございます。御報告を終わります。

○議長（荒山光広君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において高木法生議員、三好睦子議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

既に送付いたしております一般質問順序表に従いまして、順次質問を許可いたします。猶野智和議員。

〔猶野智和君 発言席に着く〕

○4番（猶野智和君） 皆さん、おはようございます。猶野智和です。一般質問順序表に従いまして質問をさせていただきます。

さて、思い起こせば初めての一般質問も、質問順位1番のトップバッターでした。そして、さきの選挙において、おかげさまを持ちまして私は再び当選をさせていただき、またこうして最初の一般質問でトップバッターを務めることとなりました。偶然とはいえ、何か不思議なめぐり合わせを感じています。

市長におかれましても、市長として初めての一般質問となるかと思いますが、私とその最初の質問者となることを光栄と思いますし、お互いに実りのある時間となりますよう期待していますので、何とぞよろしく願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

まずは、世界ジオパーク認定に向けた拠点施設の整備について質問させていただきます。

この質問もそうですが、今回の質問の多くが、ことしの3月議会内で質問させて

いただいた内容と同じです。本来ですと、これだけ短期間に同じ質問をしても意味がないのですが、今回は市長が替わるという大きな出来事がありましたので、あえて同じ質問をさせていただきます。

市のリーダーが替わったことで、個々の施策に変化があるのか、それとも前執行部のやり方を踏襲するのか、市長みずからのお言葉でお答えいただきたいと思えます。

さて、ことし1月14日に美祢市議会は、世界ジオパーク認定に向けた拠点施設の整備に関する要望決議を行いました。このときは、西岡市長もまだ美祢市議会議員であり、一緒に前市長に向けて要望を出した側でしたから、よく覚えていらっしゃると思います。

ここで言う拠点施設とは、具体的に今の秋吉台科学博物館、もしくはそれを引き継ぐ新たな施設のことでありと認識しています。

前回の執行部のお考えでは、山口大学を初めとする学術機関と連携しながら、世界ジオパーク認定への挑戦を推進力にして、整備事業を進めていくということであったと思います。

つきましては、西岡新市長のもと、新執行部においてもこの考えに変わりがないのか、また、そもそもこの計画の根幹である世界ジオパークへの挑戦を続ける意志があるのか、ないのか、西岡市長はいかにお考えか、お伺いします。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 猶野議員の世界ジオパーク認定に向けた拠点施設の整備についての御質問にお答えいたします。

御存じのとおり、昨年9月に本市はM i n e秋吉台ジオパークとして日本ジオパークに認定されたところであります。

審査結果には、住民みずからがジオサイトの価値を学習し、保全や調査、研究にかかわっており、ジオパークをサポートする地域社会資本の基盤が十分整備されていることや、ジオパーク活動の運営体制などを高く評価されております。

しかし、一方ではガイド教育や観光部局との連携、拠点施設整備などの不十分さを指摘されております。

とりわけ、M i n e秋吉台ジオパークの最大の拠点施設である秋吉台科学博物館の整備につきましては、本年3月の第1回定例会一般質問において、猶野議員から

同様の御質問があり、前市長が御答弁されておりますが、基本的の方針は同じであると考えております。

また、本年1月、臨時議会において、世界ジオパーク認定に向けた拠点施設の整備に関する要望決議についての議員提出決議案が、全会一致にて可決され、議会とも同じ方向性であると認識しております。

さらに、M i n e秋吉台ジオパーク推進協議会の本年度の活動方針においては、ユネスコ世界ジオパークへの挑戦を踏まえ、山口大学を初めとする高等教育機関との連携、協力を強化するとともに、国際交流を通じてユネスコ世界ジオパークの調査研究を行うと位置づけているところであります。

現在、本市は日本ジオパークの認定を受けたばかりであり、冒頭にも申し上げたとおり、認定審査における指摘も課題として存在しております。

まずは、4年ごとに行われる日本ジオパーク再認定審査が、平成31年度に控えており、一流の日本ジオパークとしてM i n e秋吉台ジオパークを育てることに重きを置き、市民にジオパークの意義を十分に理解していただき、そのメリットや費用対効果などについて調査研究してまいりたいと考えております。

そのような中、M i n e秋吉台ジオパークの最大の拠点施設である秋吉台科学博物館の整備につきましては、学識経験者からのアドバイスをいただき、博物館コンセプトを確立し、それと同時に膨大な整備費用を調達しなければならず、かなり長期的な取り組みとなります。

秋吉台科学博物館の整備は、幾つもの高いハードルを越えなければならないことには変わりはありませんが、山口県を代表する観光地である秋吉台のシンボリックな存在であり続けるためにも、今後も議会から、また市民の方々から御意見をお伺いしながら、計画を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 猶野議員。

○4番（猶野智和君） 御答弁ありがとうございます。

今の御答弁の中に、基本的の方針は同じであると考えているということのお言葉ございました。ここで、もう一度はつきり世界ジオパークを目指す、目指さない、そのあたりちょっともう一度明確にお答えいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 猶野議員の再質問にお答えいたします。

世界ジオパークを目指していくのかということですが、基本的には目指していく方向だと思いますけれども、今現状では市民のジオパークに対する御理解を深めていくということで、一流の日本ジオパークを目指していくと、そのほうが先であろうかというふうに思っております。

それを踏まえまして、先ほど御質問がありました施設整備等を前向きに検討して、進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 猶野議員。

○4番（猶野智和君） 今のお話の中で、一流の日本ジオパークを目指す、そのあたりがちょっとわかりにくいところかなと思っております。

世界ジオパークを目指す上で、この日本ジオパークというのが途中流れとしてあるんだと思っておるんですが、日本ジオパークで一流になって、それ以上は市民との対話の中で、もしかすると世界は目指さず、日本ジオパークだけでとどめる可能性もあるというお考えでしょうか。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 今御答弁いたしました一流の日本ジオパークを目指すということは、市民がこのジオパークについて理解をしていただいて、市民全体の盛り上がりをつくっていくというようなところに重きを置いております。

そういうところで、市民全体がM i n e秋吉台ジオパークを誇りと思っ、市民一丸となった時点で、世界ジオパークに向けた本格的な取り組みをスタートさせていければというふうに思っております。

○議長（荒山光広君） 猶野議員。

○4番（猶野智和君） 市長とすれば、その盛り上がりという御判断される方法といえますか、どういうものをもってされるのか、その時期ですね、次にまた世界ジオパークに向けての申請時期があるのだと思いますが、それに合わせて間に合わせるのかどうか、そのあたりちょっと教えていただければと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 猶野議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの一番初めの御答弁をさせていただいた中に、平成31年度に日本ジオパークの再認定が控えております。これにどういった市民の方のかかわり合いとか、いろいろな意味で盛り上がりが醸成されていくというふうに思っております。その状況を見ながら検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（荒山光広君） 猶野議員。

○4番（猶野智和君） 今のお話ですと、昭和31年、4年に一度に再審査が日本ジオパークあるということなので、これを迎えてから世界ジオパークを申請していくということによろしいでしょうか。それまでは世界ジオパークの申請はしない、逆に言いますとね、そういうことによろしいでしょうか。

○議長（荒山光広君） 猶野議員、今昭和と言われましたけど、平成ですね。

○4番（猶野智和君） あ、平成です。

○議長（荒山光広君） はい。西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 猶野議員の再質問にお答えいたします。

先ほど来施設の拠点施設のお話があると思います。この拠点施設をどういうふうな形で取り組んでいくかということも、一番大きな課題だろうというふうに認識しております。

この世界ジオパークを目指すに当たって、この拠点施設の構築が必要不可欠であろうというふうに思いますので、これの取り組みを含めまして検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（荒山光広君） 猶野議員。

○4番（猶野智和君） この世界ジオパークですね、それときょう御質問させていただいた新しい拠点施設の整備、もともとこの博物館という整備、大きなものを拠点がこの地域に欲しいというのは、合併前の秋芳町時代から地元では話があって、要望されていたものでございます。

しかしながら、何分大きな原資が必要なものでございますので、なかなか新しいものに更新できないでいたという流れがございます。

そこに、やはりこのジオパークという一つのきっかけですね、今市町だけではなかなか難しいということで、国や県の援助を受けてこういう施設をつくっていかうというところで、国や県の向こう側からの立場からすると、なぜ美祢市にこの大きな投資をしなければいけないのかと言われたときに、ジオパーク、世界ジオパーク

を目指しているからという一つの理屈づけができるということで、こういうジオパークという政策と、この一つの博物館の方針というのが連携して動いているものだと思っております。

よくジオパークは何の役に立つのだというお話もございますが、こういう政策の中に、今のように外から何か援助を受けたいと思ったときの一つのきっかけになっているということで、今美祢市の政策の中では、かなり根幹をなしているものだと思っております。ですので、やはり日本、美祢市は世界ジオパークを目指していると、高みを目指しているということで、どんどん周りのこういう博物館の方針についての支持を広めていく上で、どうしてもこの推進力としての世界ジオパークを目指すということは、大切なことであつたと今まで思っております。

ですので、何とぞそのあたりは市長におかれましても、この一つの政策には、必ずこのジオパークというものが、この博物館以外でも絡んでいるものが多々あると思いますので、このあたり一つの推進力のエンジンの一つでございましたから、うかつに外すというだけではなくて、今までどおり進めていく、もしくはもし市民の声次第によって外されるということになれば、かわりになるエンジンですね、それを明確に示していただいて、それをまた論議の対象に上げていただければと思いますので、そこはくれぐれもよろしく願いして、この質問は閉じさせていただきます。

次に、秋吉台周辺地域の美観維持についてです。

まず、草刈り等の美観維持体制について。観光にとって大事なことは、お客様が直接目にしたり、利用したりする施設の充実だと思えます。ゆえに、観光施設を管理する部署の役割は重大です。

しかしながら、観光会計の赤字解消のため、合併後8年間、ずっと観光会計は緊縮運営を余儀なくされ、我慢に我慢を続けてきました。

そして現在、前年度までに観光会計の赤字が解消され、今年度からは観光事業はやっと攻めの事業運営が可能となったわけです。

つきましては、状況が変わった今現在において、草刈り等の美観維持体制について何か変化等ございましたら、お教え願いたいと思えます。こちらは、執行部のほうからでも結構ですので、よろしく願います。

○議長（荒山光広君） 奥田総合観光部長。



○総合観光部長（奥田源良君） それでは、草刈り等の美観維持体制についての御質問にお答えをいたします。

現在、市の観光事業における当該地域の美観維持につきましては、秋芳洞、秋吉台展望台付近を中心に、この地を訪れられる観光客の方々の歓迎と感謝の気持ちを込めまして、環境美化活動を行っております。

平成28年度予算における環境整備等事業費は、1,613万7,000円を計上しております。平成27年度予算対比で118%、額にして約250万円の増額をしているところでございます。

議員が御指摘の観光地の美観維持につきましては、トイレを含めまして観光地の印象を決める大きな要素として重要でありまして、おもてなしの原点と捉えております。今後少なからず黒字展開を目指してまいります観光事業におきましては、まずは秋芳洞入洞者数の増加を図るために、諸施策を展開してまいります。その中心にあります重要な取り組みは、観光客、お客様の満足度向上の対策でございます。

このことから、環境美化の取り組みに関しましては、業者発注の際に内容を充実させるために仕様書を徹底し、さらには打ち合わせをきめ細かく行い、環境維持を図るために取り組みを進めております。

また、周辺の道路の美化維持につきましても、県道、市道等がございますので、市建設課及び県関係機関との緊密な連携を図り、交流拠点都市、観光立市にふさわしい観光地の美観維持に努めてまいりたいと思っております。

なお、日本ジオパークに認定されたM i n e秋吉台ジオパークをさらに発展させる本市にとりましては、市全域において行政と市民、あるいは関係団体と一体となった市民総参加の共同活動が一層重要となつてまいります。一層の環境美化活動等御協力をお願いしたいと思っております。

いずれにいたしましても、秋吉台、秋芳洞の世界に誇る貴重な地質遺産を皆様とともに守り、生かしていく活動を今後とも強化し、観光客に喜ばれることを通じて、観光の発展に尽くしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 猶野議員。

○4番（猶野智和君） 御答弁ありがとうございます。

少しトイレの話も触れていただきましたが、次ちょっとまだそのことについて詳

しくお聞きしたいと思います。

観光地にふさわしいトイレ施設整備についてです。

快適なトイレ施設の整備は、観光はもちろん、お客様をお迎えする仕事であるならば、まず第一に考えなければならないことは、言うまでもありません。

美東サービスエリアの最新のトイレ施設を目の当たりにすると、ほとんどが昭和に整備された秋芳洞、秋吉台周辺のトイレ施設の現状は厳しいものがあります。このことは、今までにも他の議員さんから既に幾度となく御指摘があったものだと思っております。

このことは、先ほども言いましたが、観光会計の赤字解消までの経緯もあり、今まではいたし方ないところもありますが、これからは状況を変えることができるのではないかと期待しています。

つきましては、今後の観光地にふさわしいトイレ施設整備について、市長はいかにお考えかお伺いいたします。

○議長（荒山光広君） 奥田総合観光部長。

○総合観光部長（奥田源良君） それでは、観光地にふさわしいトイレ施設整備についてにお答えをいたします。

現在、秋芳洞、秋吉台周辺におきましては、市が直接管理する施設のトイレ箇所数は18カ所と把握をしております。

次に、維持管理体制ですが、トイレの清掃管理に関しましては、各観光エリアに応じ施設全体の清掃業務の関係や清掃頻度に応じまして、シルバー人材センター、あるいは民間清掃事業者等に業務を委託し、清掃美化を第一に施設管理を行っているところでございます。

しかしながら、現在の観光事業におきまして大きな問題の一つは、施設の老朽化でございまして、築30年を超えるトイレ施設が、このうち約10カ所にのぼっており、たびたびの故障が生じているところでございます。

さらには、全体的に衛生設備が古く、トイレの洋式化、バリアフリー化等の施設改修がおくれておりまして、その利便性が低いことは、観光イメージを左右する大きな課題であると認識をしております。

これらの課題に対応するため、現在観光施設の総点検を行い、施設管理台帳を整備し、今後の施設改修を計画的に推し進めているところでございます。

トイレ改修につきましては、施設改修時にあわせ洋式化、あるいはバリアフリー、ユニバーサルデザインの導入等の取り組みを進めてまいります。

早速、今年度につきましては、秋吉台観光交流センターのトイレ、また秋吉台案内所のトイレの改修を行うとともに、正面入り口であります秋芳洞案内所横の公衆トイレにつきましても、故障箇所の大型修理を行うなど、予算総額は約2,000万円を超える見込みでございます。

なお、今後秋芳洞及び秋吉台展望台等、多くの観光客でにぎわう主要箇所におきましては、美祢市観光の目玉でもあり、トイレにおきましても秋吉台、秋芳洞のブランドにふさわしいトイレ整備を行う必要があります。

このことに踏まえまして、今後これらのトイレ整備を検討する際には、先ほど議員もおっしゃいましたが、中国自動車道美東サービスエリアなどに設置された先進的設備を導入したトイレ等を参考にしながら、整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 猶野議員。

○4番（猶野智和君） 御答弁ありがとうございます。

いろいろ最近、特にトイレのことを地元の方、観光客の方から聞くことが多くて、ほかと比較することもされて言われることも多いのかと思います。単に古いというだけならいいんですが、故障したままのトイレがそのまま放置されているということも、結構正直でございます。私も目にしました。そこを割と言われる方もいらっしゃいました。

今お話を聞きますと、観光センターのトイレですとか、秋芳洞横のトイレ等、もう修理の予定ができていう話でございましたので、そのあたりは安心しておりますが、修理するのは当たり前というのは当たり前だと思います。今は、ほかの観光地との競争の中で、一番観光客から目にする場所といえば、やはりトイレ、客商売ならどこでも一緒だと思いますので、このあたりを重点的にまた最新のものにしていくというのは、非常に重要な、コストの割に効果も大きいのではないかと考えておりますので、ぜひとも今後政策を考えていただく中に、このトイレの整備というのは、盛り込んでいただければなと思っております。

次に、秋吉台周辺の老朽化施設の整備及び廃屋の撤去についてです。

秋吉台や秋芳洞周辺には、古い公共の建物だけじゃなく、民間施設においても朽ち果てるに任せた建造物が幾つも点在しています。

これも、合併前から続く懸念事項であり、このことは市長もよく御存じだと思います。美祢市では、これまで民間のことは民間でという大原則に沿った対応であったかと思いますが、それでは結局何も事が進まず、建物が朽ち果てていくのを見守るしかない状況が続いております。

そうした中、お隣の長門市では、ニュースでも大きく報道されたように、廃業した宿泊施設を廃墟になる前に市が買い取り、大手リゾート会社の力を使いながら施設の撤去のみならず、地域観光の再開発につなげようという試みが進行しています。

これは、我々美祢市から見ても大変興味深い動きであり、注目すべき事例だと思います。

つきましては、秋吉台周辺の老朽化施設の整備及び廃屋の撤去について、市長はいかにお考えか、お伺いします。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 秋吉台周辺の老朽化施設の整備及び廃屋の撤去についてお答えいたします。

議員御質問の秋吉台周辺の空き家等につきましては、平成24年度に状況把握を行い、その数が約18棟と確認しております。これら空き家問題に関しましては、観光事業を推し進める上で、M i n e秋吉台ジオパークに認定された今、良好な景観を阻害するものであり、観光客の不快感、観光地としてのイメージダウンとなっており、大きな問題であると認識しております。

空き家問題につきましては、全国的に大きな社会問題であり、人口減少や既存建築物の老朽化、社会ニーズの変化及び産業構造の変化に伴い、居住その他の使用がされていない空き家等が年々増加しており、火災の危険性や倒壊の恐れなどの安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等、多岐にわたる問題が生じており、今後空き家等が増加すれば、これらの問題が一層深刻化することが懸念されます。

こういった状況を背景として、平成26年11月27日に、空き家等対策の推進に関する特別措置法が交付され、本市においても本格的な空き家等対策の取り組みを始めております。

特別措置法中には、国、県、市の役割として、第5条に国による基本指針の策定、

第6条に市による空き家等対策計画策定、第7条に協議会設置、第8条に県による技術的助言や必要な援助が盛り込まれており、現在は第7条の協議会の設置に向けて準備を進めている段階でございます。

また、この特別措置法の施行により、四つの点に大きな進展があり、重要事項だと考えております。

一つ目は、市による空き家への立ち入り調査が可能に、二つ目は、特定空き家所有者の把握のために、固定資産税情報の利用が可能に、三つ目は、特定空き家に対する助言、指導、勧告、命令、代執行が可能に。四つ目は、特定空き家に対する改善勧告を受けると、空き家にも適用されていた税制優遇措置が除外されるということとであります。

なお、ここでいう特定空き家とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある状態、または著しく衛生上有害となる恐れのある状態、適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために、放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等であります。

これらのことを活用して、本市が現在講じている対策といたしましては、情報提供いただいた老朽危険空き家に対して、固定資産税情報の利用により所有者を特定した後、除却等も含めた適切な維持、保全の措置の啓発、また空き家の適正管理の方法や関連情報、本市の空き家バンクサイトへのリンクなどの情報を提供しております。

あくまでも老朽危険空き家は、所有者等が修繕、除去等を行い、空き家の危険性を除却することが原則となりますので、本市におきましては、まずは所有者等への指導を行い、所有者等による対応を促すことを基本としております。

今回の猶野議員の御質問につきましては、空き家等対策計画を策定していく中で、秋吉台周辺や市街地など、景観を重視するエリアと集落内の危険家屋に大別される中で、優先的に対策を講じるエリアをどのように考えるか、実態調査を行った上でスピード感を持って方針を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 猶野議員。

○4番（猶野智和君） 御答弁ありがとうございます。

今、市の内部においてこういう法律もできて、着々と新しい動きができるようになってきたというお話だったと思います。

今は、最後のほうでそういう対策会議の中で優先順位をつけていく中で、この秋吉台地域のことも注目していただけるというお話だったと思いますので、特に危険ということでは、かなりそれこそ市のほうでフェンスをつけて、何とか取り繕ってる施設も正直ございます。

こういうものも、やっぱりこれから梅雨、台風がやってくるこの時期とか、周辺の住民の方は大変不安に思ってるものだと思いますので、そういう周辺住民への危険性というのはもちろんですが、あと観光に対してのやっぱり見た目ですね、景観等もございますので、一つのモデルケースということもありますので、ぜひともこの秋吉台周辺のエリアですね、先ほどのトイレとも関連すると思いますが、やっぱり観光客から直接目につく場所は、優先的にやっぱりこういう制度が導入されるのならば、一番最初に導入していただければなと思っておりますので、ぜひともよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

次に、美祢高等学校跡地の利活用についてです。

この質問も、ことしの3月議会でさせていただいたものです。美祢高等学校も閉校となって1年以上が経過し、施設の劣化も進んでいます。場所は秋芳町南部の秋吉地域のど真ん中に位置しており、何をすることも中心となる絶好の場所です。

逆に言えば、そういう場所がこれ以上すたれた状態が続くことは、地域の大きな損失となっています。

つきましては、美祢高等学校跡地の利活用について、市長は何かお考えがあるか、お伺いしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 美祢高等学校跡地利用についての御質問にお答えいたします。

美祢高等学校の跡地利用については、昨年6月、及びことし3月の定例会での一般質問において御質問をいただいております。

その際、お答えをした内容を申し上げますと、所有者が山口県であることから、県の対応について御説明しております。

内容は、県の内部で利活用の方針を検討され、利活用の方針が示されなければ、

第2段階として所有地であります美祢市に対して、利活用に関する要望等の協議が行われます。この時点で協議が整わなければ、第3段階として民間への売却等が検討されることになるとお答えいたしました。

現時点において、再度県に確認しましたところ、県の具体的な方針はないとのこと。よって、今後市に対して要望等の協議がされることと予測しております。

美祢高等学校の跡地は、M i n e秋吉台ジオパークの中心、秋吉台、秋芳洞のお膝元である秋吉地域の中心に位置しております。プールとテニスコートの整備に続いて、ここを有効に利活用することは、秋吉地域のにぎわいの創出、ひいては美祢市全体の活性化につながるものと考えております。

したがいまして、地元の皆様や議会の御意見をしっかりとお聞きした上で、利活用を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 猶野議員。

○4番（猶野智和君） 御答弁ありがとうございます。

今お話しをいただいたのは、3月に前市長がお答えいただいた内容と同じだったと思います。ということは、この件に関しても西岡新市長は前執行部と同じ踏襲していくということで、よろしいと思います。ちょっといいと思うんですが、私がきょう聞きたかったのは、市長が替わられたので何か思いとか、そういうこの秋芳町、特にこういう中心街ですね、空白になっている部分で、何か市長の思いとか、そういう考えとかがあれば、お聞かせ願いたかったかなと思うんですが、そのあたりどうでしょうか。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 猶野議員の再質問にお答えいたします。

私の考えとしましては、教育充実都市を目指しているというところで、教育に関する施設が一番最適ではないかなというふうに思っておりますが、これは地元の皆様や議会の皆様と協議をしていった上で、進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 猶野議員。

○4番（猶野智和君） 御答弁ありがとうございます。

教育充実都市ということで、何かお考えはあるんだと思いますが、どうしてもやっぱりまだそのあたりが市民からすると、まだ見えないところがあると思います。

いろんな政策が動いておりますので、この美祢高の跡地についても、やはり前市長がされてた動きが、やっぱりどうしてもこの春からとまっているところもあるかと思っておりますので、何か思いがあられるのであれば、早くそういうのを打ち出されて、そういう根幹にあるものを、柱としたものにこういう枝葉の政策をつけていただいて、どんどんどんどんスピーディーに動いていただければと思っています。

逆に言いますと、そうでなければ市長が替わった意味がないので、そのあたり期待されて投票された方はたくさんいらっしゃると思いますので、逆に言うとそれがなければ、なぜ替わったんだという声が出てしまうかもしれませんので、そのあたりスピード感を持って、ぜひともいろいろな独自の政策を早目に出していただけるかなと思っております。

次に、質問に移らせていただきます。買い物弱者対策についてです。

この質問も、ことしの3月議会でさせていただいたものです。買い物弱者とは、経済産業省が出している買い物弱者応援マニュアルによると、流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれている人々を指すそうです。

また、日本全国では、約700万人と推計され、増加傾向にあるということです。

私は、この地元で核となっていたスーパーの閉店を契機に、この問題を質問させていただくようになったわけですが、この問題は一部地域に限定した問題ではなく、美祢市全体、特に市街地から少し離れた地域では、どこでも同じような問題を抱えているのだと思っています。

これも先ほどからずっと続いて、質問に連続していくのですが、この問題に対しても市長が独自に何か思い等あれば、お聞かせ願いたいとの質問でございますので、ぜひともこの買い物弱者対策、特に高齢者の方ですね、スーパーまでに行くのが困難な方々、多分市長がお住まいのあたりの地域も、この秋芳とそう似たような問題もあるのではないかと推測しておりますが、ここを併せて市長はこの対策についてどういうお考えをお持ちか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 買い物弱者対策についての御質問にお答えいたします。



猶野議員におかれましては、この件に関しまして昨年12月、ことし3月と御質問いただいております、秋芳地域におきましての大手スーパーマーケットの撤退等に伴う地域の疲弊に対する危機感を持っておられるものと認識しており、市としても重要な課題の一つであると捉えているところであります。

この買い物弱者対策にかかわる現在の美祢市の状況としては、市内の一業者において全国商工会連合会の事業による食料品の車両移動販売の実施を予定しておられ、本市としても事業の着実な実施に向けた支援を必要に応じて行うこととしております。

さらに、地域の交通公共機関のいわゆるミニバス等、今以上に使い勝手のよいシステムに変更しようということで協議会を立ち上げまして、今から協議をしてみたいと思いますので、それも合わせて買い物弱者対策をしてみたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 猶野議員。

○4番（猶野智和君） 御答弁ありがとうございます。

確かに、移動スーパーですとか、そういう商品をお届けしていく、御自宅にですね。そういうのも一つの買い物弱者対策でございますが、もう一方で消費者の方を店舗にお連れするというのも、これは大事な買い物弱者対策でございます。

今おっしゃられたミニバスですね、こういうものを充実させていくというのは、ほかにもたしか例が全国であったと思いますので、そういうもので有効なものだと思いますので、ぜひとも合わせ技で商品をお届けする政策も重要ですが、そういう店舗にお連れする政策も、併せてしていただければ、住民の皆様が幸せに幸福度が上がっていくと思いますので、ぜひともそのあたり進めていただければと思っております。

それでは、次に乳幼児医療費助成制度と子ども医療費助成制度についてです。

皆さん御存じのとおり、3月本会議の当初予算において、これら子供に対する医療助成制度が改正されることが決定しました。

詳しくは、未就学児までの乳幼児は、助成を受けるための所得制限が撤廃され、またそれ以上の小学生までの児童も所得制限こそあるものの、新たに助成の対象となることとなりました。

これにより、他市の制度と比較しても遜色のないものとなったよい制度改正なのですが、周知が不十分であるためか、どうもまだこの新制度が始まることを御存じない市民の方が多いようです。

8月から新制度がスタートするわけですが、ここでいま一度執行部より新制度の説明と、今後の市民への周知についてお伺いいたします。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 乳幼児医療費助成制度と子ども医療費助成制度についての御質問にお答えいたします。

当該制度の拡充、新設につきましては、平成28年度における子育て環境を整備する上での2点のアプローチ、保育機会と相談支援サービスの充実と経済的負担軽減の支援のうち、経済的負担軽減支援の一環として実施するものであり、市民の皆様には市報4月号、6月号で概要をお知らせしているところであります。

医療費負担の軽減制度である乳幼児医療助成事業は、乳幼児にかかわる医療費の自己負担額を助成する事業で、現行はゼロ歳から3歳未満児について、市単独で所得制限を撤廃し、医療費自己負担をゼロとするものです。

本年8月受診分からは、対象年齢を未就学児全年齢へと拡充し、所得制限を設けることなく、全額補助により自己負担ゼロとするものであります。

さらには、子ども医療助成事業を新設し、小学生の医療に要する経費のうち、所得制限を設け、医療費の自己負担額を助成することとしております。

医療費助成の拡充につきましては、現在自治体間の競争により格差が生じておりますが、議員御承知のとおり、本市が進める子育て環境整備における経済的負担軽減支援には、医療費助成事業の拡充以外にも、県内トップクラスの保育料軽減制度、多子世帯等保育料軽減事業を継続実施しているところであります。

さらなる拡充につきましては、限られた財源の中で総合的に判断してまいりたいと考えております。

なお、8月1日からの拡充に関する申請手続等につきましては、乳幼児医療費助成制度の受給者証を現在お持ちの方は自動更新となりますので、申請は不要であり、7月下旬に新たな受給者証を送付いたします。

新たに対象となる方につきましては、6月下旬から7月上旬に郵送にて御案内をいたしますので、本庁、各総合支所、各出張所のいずれかで申請の手続を行って

いただきましたら、後日受給者証を送付いたします。

これらの詳細な情報は、市報7月号及び平成28年4月に開設しました美祢市子育て応援サイト「つぼみねっと」に掲載しておりますので、こちらをごらんいただきたいと思えます。

「つぼみねっと」につきましては、現在約1,400人の方に御利用いただいております。子育てに関する情報が満載ですので、お手持ちのスマートフォン、パソコン等で「美祢市つぼみねっと」で検索をしていただき、多くの市民の皆様に美祢市の子育てに参加していただきたいと考えております。

なお、今後子育て情報につきましては、美祢市ホームページから「つぼみねっと」へ一元化することで、市民の皆様によりわかりやすい情報を提供していきたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 猶野議員。

○4番（猶野智和君） 御説明ありがとうございます。

この助成制度、私も今回ちょっといろいろ勉強させていただいたんですが、インターネット内を見ると、各市町のホームページを見ると、やはりこのあたりを結構アピールされております。やはり定住化対策ともちょっと連携してるのかなど。やっぱり若い世代は、こういうサービスを市町で比較されるようです。

実際、その市の名前を二つ入力して、その二つの市町の行政サービスの差を一覧するようなサイトもございました。そういうのを比較して、若い世代は行政のサービスの違いなどを知るようです。

どうしてもこういうわかりやすいものは、どうしてももっとサービスを充実させるという圧力がかかってくるものだと思います。所得制限の撤廃をもっとしてくれとか、対象年齢をもっと上げてくれとか、確かにほかの山口県内においても、ほかの市町かなり頑張ってる場所もございます。

今回、前執行部頑張っていたいて、こういうほかの市町に負けないような制度ができましたが、やはりほかの市町と比べて平均的なものになったというところだと思います。

市長におかれましては、今後こういう制度を拡充させていかれるとお考えでございますでしょうか。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 猶野議員の再質問にお答えします。

猶野議員おっしゃるとおり、行政間のサービス間競争、これを今の若い方、特にインターネットで瞬時に比較できるということで、多く見られて、どの自治体がどのサービスを、こういったサービスを充実されているかということをよく研究されておられます。

そういったことに関しまして、やはり美祢市もこれからまだ充実できる部分あるかと思しますので、そういったところを充実して行って、若い方に住んでいただける、そして子育てがしやすいといったまちをつくっていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 猶野議員。

○4番（猶野智和君） 御答弁ありがとうございます。

市長としては、さらに制度を充実させて、若い子育て世代の皆さんの希望をかなえていきたいというお話だったと思しますので、ぜひともそのあたりも今後御検討いただければと思います。

それでは、時間も来ましたので、私の一般質問をこれで閉じさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（荒山光広君） この際、暫時休憩をいたします。

午前10時56分休憩

-----  
午前11時11分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。高木法生議員。

〔高木法生君 発言席に着く〕

○7番（高木法生君） 皆さんこんにちは。新政会の高木法生でございます。

それでは、一般質問順序表に従いまして御質問申し上げます。

このたびは、6月の定例会におきまして新市長が所信表明されたこと、また個人的に病院に関わっていたこともございまして、大変気がかりな状況もございまして、病院事業1点に絞って御質問申し上げたいと思っております。

最初の項目でございますが、自治体病院の存在意義についてでございます。

病院事業は、平成20年3月の合併により美祢市立病院、美祢市立美東病院、美祢市介護老人保健施設グリーンヒル美祢、そして訪問看護ステーションの4施設を有しているところであります。

平成20年策定の美祢市病院事業経営改革プランに基づき、経営形態の見直し、また同時に平成21年間から2年間、山口大学経済学部教授を特別顧問として迎え、経営健全化の取り組み強化、そして平成22年4月1日からは地方公営企業法の一部適用から全部適用へ移行し、病院経営の効率化が図られるなど、その後もさまざまな経営改善が行われ、地域密着型の市民のニーズに合った運営と、安全で質の高い医療、介護の提供、また市民に信頼され親しまれる病院を目指して頑張っておられるところであろうかと思えます。

さて、自治体病院の存在意義についてでございますが、民間の医療機関ではなし得ない不採算部門を含めた安全で安心な医療の提供は、美祢市立病院、美祢市立美東病院の2病院の存続により成し遂げられているところであろうかと思っております。

そこで、市長さんに自治体病院の存在意義につきましてその御認識をお伺いしたいと思えます。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 高木議員の自治体病院の存在意義、果たす役割についての御質問にお答えいたします。

自治体病院の倫理綱領によりますと、自治体病院の使命は都市部から僻地に至るさまざまな地域において、行政機関、医療機関、介護施設等と連携して、地域に必要な医療を公平・公正に提供し、住民の生命と健康を守り、地域の健全な発展に貢献することとされています。

この使命に照らされれば、少子高齢化、過疎化が進む中山間地に位置する本市において、市民の皆様が安全・安心に暮らしていけるよう地域に必要な医療を安定的に提供していくことが、美祢市立病院及び美祢市立美東病院の役割であると認識しているところであります。

以上です。

○議長（荒山光広君） 高木議員。

○7番（高木法生君） 答弁ありがとうございました。市長さんの公立病院の存在意

義等々につきましては、回答されたとおりであろうかと思っております。

二つの病院、美祢市立病院及び美祢市立美東病院が自治体病院としての役割を果たしているかどうかでございますけれども、このことについて役割を十分果たしているかどうかについてお聞きしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 古屋経営管理課長。

○病院事業局管理部経営管理課長（古屋壮之君） 高木議員の再質問にお応えしたいと思います。

議員も申されましたとおり、本美祢地域につきましては、過疎地であり不採算医療地域であると考えてます。こういった中、なかなか民間の医療機関の進出が期待できない中、昭和の初期では美東病院、平成2年には美祢市立病院が開業したところでございますけれども、それ以降特に救急医療体制の構築、また不採算地域での医療提供の役割を十分果たしているものと考えております。

昨今、道路交通網の整備により若干利用者の流出が見られるものも、いま現在におきましてもその役割は担っているものと認識しております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 高木議員。

○7番（高木法生君） ありがとうございます。今のお答えで、やはり民間が手を出せないと申しますか、入ってこられないところをしっかりと公的病院が補っているということであろうかと思っております。

公立病院の役割、あるいは使命などは一言では言い表せないところがあるかと思っております。美祢市のような過疎地、そして僻地、医療が不足する地域におきまして、民間では対応できない医療の提供、そのため地域に不足する医療を補完すること、そして少子高齢化が進展する中におきまして、高齢者が安心して、そして住みなれた自宅の近くで診療が受けられ、安心して子供が育てられる医療環境を整えることは非常に大切であろうかと思っております。このようなことが公立病院の存在意義につながるのではないかという気持ちでおります。

そこで、市長さんにお伺いしたいと思うんですが、市長さんは所信表明で「市民の皆様との対話を重視し、市民目線での市政運営を行うを基本姿勢とし、市民が主役のまちづくりを進める」とあります。

そこでお伺いするんですが、この所信表明を病院運営に置きかえれば常に市民の

病院への満足度を考え、市民から信頼され安心感を与えられる、市民のための病院でなければならないということになろうかと思っておりますが、市長さんはどのような御見解をお持ちか伺いをしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 高木議員の再質問にお答えいたします。

今高木議員がおっしゃられたとおりだというふうに認識しております。市民が満足して、その病院を信頼して医療にかかれるというような病院を目指していく、そういったことだと思います。

その中には、やはり今私、移動市長室ということで各総合支所、また本庁の1階で市民の皆様の声聞いております。そうした中にも、市立病院の今の現状でこういったところを改善してほしいというようなお話しもいただいております。そういったことも総合的に聞きまして、改善できる部分は改善していくというようなスタンスで行っていききたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 高木議員。

○7番（高木法生君） ありがとうございます。やはり今市長さんがおっしゃったように、市民の声をしっかり聞いて物事を進めていくということが大変重要であろうと思っております。その辺をしっかり勘案して、今後も進めていっていただきたいとこのように思っております。

次に、病院の今後についてであります。

本日の一般質問での大きなテーマであります2つの病院を一体どうされるのかについて御質問をいたします。

美祢市が設置した美祢市立病院、美祢市立美東病院は、平成20年3月の合併後、地域の基幹病院として地域に根差した患者本位で、市民の安全で安心な医療の確保に努めてこられたところでございます。

公立病院の改革推進につきましては、国において平成19年12月に総務省が公立病院ガイドラインを公表いたしました。各病院は改革プランを策定するなど、経営改革に取り組まれたところであります。また、昨年3月には総務省より新たなガイドラインが示されたところであります。

こうした背景には、以前として医師不足等の厳しい環境が続いており、持続可能

な経営を確保しきれない状況にあることが要因であろうかと思っております。美祢市といたしましても、この新たなガイドラインを踏まえ、健全経営が図られるよう取り組んでいかれるものと思っております。

これまでは、病院が国から示されたガイドラインにのっとりまして、病院改革を行った経緯を簡単に述べたところでございますが、ここで市長さんに今後2つの病院をどうされるのかにつきましてお尋ねをしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 高木議員の2つの病院の今後についての御質問にお答えいたします。

現在、民間病院の進出が期待できない本市におきましては、引き続き2つの病院を維持し、地域に必要な医療の提供に努めていくことが大前提であると考えます。平成26年に成立した医療介護総合確保推進法に基づき、各都道府県においては団塊の世代が一斉に高齢化を迎える2025年を目標年次とし、それぞれの医療圏で必要とされる医療需要の推計を行い、それに対応できる医療機能ごとの病床数を定める地域医療構想を策定しているところであります。山口県におきましては、本年3月に山口県地域医療構想（素案）が公表されたところでございます。

また、この動きに合わせ昨年3月には総務省より新公立病院改革ガイドラインが公表され、地域医療を担う公立病院を将来的に持続的かつ安定的に維持していくことを目的とした、新公立病院改革プランの本年度中の策定が求められているところであります。

この新公立病院改革プランでは、経営の効率化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直しの3項目を検討し、さらに地域医療構想を踏まえた病院の果たす役割、地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割を明らかにしていくこととされております。

当病院事業局におきましては、本年度から新改革プランの策定に着手しており、前に述べました各項目について、本市の関係部局はもとより関係機関と連携を図りつつ、十分な検討を行っていく所存であります。

なお、この新改革プランの計画期間は平成29年度から平成32年度までの4年間となりますが、期間中において諸情勢の変化等が十分想定されますので、毎年度進捗状況をPDCAサイクルに基づいて把握、検証していく中で、柔軟に対応して



まいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 高木議員。

○7番（高木法生君） 御答弁ありがとうございます。今の答弁の内容は、国から公表されました新たな病院改革ガイドラインを踏まえまして新改革プランの策定に着手するという御回答であったかと思いますが、またお尋ねいたしました2つの病院をどうされるのかについては、2つの病院を維持し地域に必要な医療の提供に努めていくことが大前提であると。

それから、所信表明では2つの病院を維持し、保健、医療、介護を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みをしております。就任当時の考えがこのたびまた一転したわけでございますが、2つの公立病院をどのような形で維持されることとなったのか、市長さんに再質問したいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 高木議員の再質問にお答えいたします。

どのような形でこの2つの公立病院を残すかということでの御質問だと思います。

先ほど御答弁いたしましたとおり、この新ガイドプランでは経営の形態の見直しを含めた抜本的な改革をしていきたいと思いますということがうたわれております。それに基づきまして、あらゆる可能性を含めた検討をしてみたいと思います。

しかしながら、例えば指定管理制度に移行するというような話もあろうかと思いますが、これは早急にできる話ではないというふうに思っております。公立病院を残しながら、こういった形態で長期的な視野を持って今後進めていくかということはこの改革プランで示させていただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 高木議員。

○7番（高木法生君） 御答弁ありがとうございました。今話に出ました指定管理制度、このことがいつも新聞紙上等々で出ていたわけございまして、皆さんも大変不安な状況であったかと思っております。

この指定管理者制度につきまして、病院管理者であります高橋先生に一応御答弁をお願いしておりますので、回答ができればお願いしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 高木議員の再質問にお答えいたします。

指定管理制度への移行について、どのような見解を持たれておるかという御質問だろうというふうに思っております。

総務省から示されております新公立病院改革ガイドラインに、経営形態の見直しの選択肢として地方公営企業法の全部適用、地方独立行政法人非公務員型指定管理制度への移行、民間譲渡の4パターンが示されております。

このたび指定管理者制度について検討しておりますが、現段階では先ほど申し上げました地域医療構想を踏まえた美祢市立の2つの病院の果たすべき役割の明確化や、2病院の収益基盤の確立などが急務であり、これらの事項をしっかりと確保した上で指定管理者制度への導入が本市にとって適切かと可能かどうかを検討すべきと考えております。

なお、全国に目を向けますと、地域医療振興協会、これは自治医科大学を卒業された医師により立ち上げられた組織であります。その組織が多く病院の指定管理者として受託されていると聞いておりますが、中国・四国地方においてはその導入が可能とされた実績はまだないようでございます。

これらの状況を踏まえると、指定管理者制度への移行につきましては、将来的な課題として調査・検討を行っていくべきとは考えますが、本年度策定します新公立病院改革プランの4年間という短い計画期間の中では、指定管理者制度への移行を選択することはいささか時期尚早の感は否めないのではと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 高木議員。

○7番（高木法生君） 御答弁ありがとうございます。今の御回答では、経営形態の見直しと選択肢の中に指定管理者制度があるわけでございますけれども、現時点では時期尚早の感は否めないということのようであります。今後、慎重にこの件につきましては対応していただければと思っております。

これからの質問、再質問になりますけれども、選挙前の西岡晃後援会だよりに掲載されております2つの病院にかかわる内容と、当選後の記者会見及び初登庁でのコメントの内容とが変わり、その後の所信表明でまた考え方が変わった状況について質問させていただきたいと思っております。これだけ病院の存続の件においてコメント

が二転三転するような事態、これは大変異常な状況であろうかと、この短期間にあったということをごさいます。

私はこの一般質問におきまして、これまでの一連の発言につきまして、市長さんに説明責任を果たしていただきたく再質問をさせていただきます。

こうした発言等で一番不安視された方は、やはり患者さん、そして病院職員ではなかったらと思うております。また、一般市民の皆さんも、理不尽な発言に失望された方も多かったと想像しております。

まず選挙前の後援会だよりでございますが、これは公約になるのでありましょうけれど、この文言と当選後の報道等の内容について申します。

まず、選挙前には、医療環境を維持するため税金の投入はするが財政負担は必ず軽減できる。そして極めつけは、高齢化真ただ中の美祿市だからこそ、東西に2つある市立病院は欠かせないとおっしゃっております。

また、選挙後のコメント、9月19日の新聞では公立病院の民間委託なども検討、そして初登庁の次の日の新聞、4月28日では、2つの病院を維持するため指定管理者制度の活用や民間病院への経営委託を含めた改革、このような内容であったかと思っております。

選挙前の公立病院は欠かせないの公約は、当選後の会見ではなぜ、指定管理者制度の活用や民間病院へ経営委託を含めた改革に発展するのかその辺がちょっとつかめないで、この辺御答弁お願いしたいんですが、この発言によりまして多くの方が、高木さん病院どうなるん、なくなるん、こうした暗い雰囲気は一変したのを覚えてます。行くところ行くところ、こういった会話をしなければならないような状況でありました。本当に不安な気持ちでいらっしやったと思っております。市長さんおわかりでしょうかね。

私がいくら病院は大丈夫だからといっても信じてもらえないんです。市長の発言って非常に重たいんです。これほど皆さんが心配なさる。少し横道にそれましたけれども、こうした公約がなぜ一変したのか、選挙後の発言のその真意についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 高木議員の再質問にお答えいたします。

選挙前の2つの病院を存続させるということから、選挙後に指定管理者制度及び

民間の医療機関に譲渡するようなコメントをなぜしたのかというお話でございましょうが、私選挙前から後援会活動を通じまして、この2つの病院は必ず残していかなければいけないということを言ってまいりました。

しかしながら、今申されましたこの病院を維持、そして市民に本当に信頼されて必要な病院にするために、どういった制度があるのかっていうことを、先ほど申しました新公立病院改革ガイドプラン等を読みまして、まずはあらゆる可能性を検討していくべきだというふうに思っております。その中の1つとして、指定管理者制度もあるということを申し上げたところでございます。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 高木議員。

○7番（高木法生君） 御答弁ありがとうございます。今の指定管理者制度はそうかもしれません。もう1つの民間委託の話も出たと思うんですよね、これはどう理解したらいいんでしょうか。結局どこに民間委託したいんですか。その辺の具体的なことがあれば、おっしゃっていただきたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 高木議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの民間委託というところでございますが、これは指定管理者制度も含まれてるかなというふうに思っております。当然のことながら、指定管理者制度でするのでどこかの医療法人、並びに先ほど申しました自治医科大学の病院等いろいろな選択肢はあろうかと思えます。

今現在、具体的な法人等ですね、直接的な交渉はしておりませんので、個別の医療法人等のお名前を申すのは適切ではないというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（荒山光広君） 高木議員。

○7番（高木法生君） ありがとうございます。確かにおっしゃるとおりであろうと思えます。ここで固有名詞を挙げるわけにはもちろんいきませんから、この指定管理者制度を中心に今後しっかり検討を重ねられて、前向きなその方向を導いていただきたいと思います。このように思えます。

それから、1点気になることがございます。今まで申しましたいろんな新市長の発言等々で、山口大学の関係の方々はどう感じてらっしゃるか。やはり、医師の確

保についてが一番大きな問題だろうと思います。

美祢市は、その山口大学とのつながり、関係が大変深うございます。ジオパークにしてもしかりでありまして、あと学生との交流、病院は医学部との大変な大きなかかわりがございます。

こういったことで、一連の状況で山口大学に信頼関係が今までは構築されていたと思うんですが、この辺の変化というものがあつたかどうか、高橋管理者にお聞きをしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 高橋病院事業管理者。

○病院事業管理者（高橋睦夫君） 高木議員の御質問にお答えします。

御質問の内容は、市長の公約とかのあれで指定管理者制度とかそういったことと山大が関係があるということですか、それとも（「指定管理は関係ないですね。関係なくして」と呼ぶ者あり）関係なくて（「今までの……」と呼ぶ者あり）今までのことですか。

皆様御存じのように、美祢市立病院それから美祢市立美東病院の2つの病院とも、病院の医師の全てが山口大学の関係から派遣していただいております。私も山口大学出身で、皆さん今の教授の方々もよく知ってますし、今まで再三大学に行って医師の派遣を頼んでおります。そういう、ずっと前から山大とは、特に医学部とは2つの市立病院は密接な関係が続いております。今後も続ける予定です。

以上です。

○議長（荒山光広君） 高木議員。

○7番（高木法生君） ありがとうございます。それでは、今の件につきましては、何ら大学としては変わった状況はないということで理解してよろしいわけですね、はい。大変安心をいたしました。今後もその医師の派遣等について、よろしくまたお願いをしたいと思っております。

次に、1件後援会だよりの中で確認をしたいことがあります。

現在、病院経営で使われている税金が年間8億円ですと記してあります。これはどういう意味であるか、お答えできればお願いしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 高木議員の再質問にお答えいたします。

年間8億円の税金が使われているということでございますが。美祢市立病院、美

東病院においての市からの繰出金が合わせると8億程度あるということだというふうに認識しております。

○議長（荒山光広君） 高木議員。

○7番（高木法生君） ありがとうございます。今、市長が回答されたとおりでございますが、それは8億の税金をそのまま出して、あと見返りで交付税措置が云々ということは御存じですよ、もちろん。その辺を、こういう出し方されると本当に血税を、出すのは出すんですけど最終的に相殺すれば1億前後ということになるのかと思うんですけど、その辺のことまでは記述はできないんですかね。これでは何か誤解を受けそうな気がするんですけど、何か答弁がありましたらお願いします。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 高木議員の再質問にお答えいたします。

繰出金が8億円程度あるということで、後援会だよりに記載いたしました。それは事実としてあろうかというふうに思っております。後の交付金で返ってくるというお話ですけれども、合併する以前から市立病院、市議会議員としていろいろな会計を見てましたけれども、年々繰出金の額がふえてきているという状況がございます。

そういった中で、もう少し効率的な病院運営、そして市民に信頼される、そして市民から頼られる病院運営ができないものかという思いで書いております。

交付金の措置ということですけど、交付金の措置につきましては、財政的なテクニックもあろうかというふうに思います。交付金の額がどこが入ってきたと。確かに算定の基準値はございますけれども、年々交付税というのが下がってきておりますので、その辺のことを詳しくは財政当局でその当時、私が選挙出る前に細かい部分はわかりませんので、そういった表現になったということでございます。

以上です。

○議長（荒山光広君） 高木議員。

○7番（高木法生君） ありがとうございます。しかしながら、やはり数字はきちっと出していただけないと、これ本当誤解受けると思いますよ。8億も出しちよるんか、これどうするんとかいうになってきますし、本当に不安を与えるこの文章だと思います。もう少しちょっと、きょう配ってたそのものを添付するとか、出す資料としてできないものかと思っておりますけどできませんか。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 高木議員の再質問にお答えいたします。

後援会だよりということで、選挙前に出させていただいた資料のことを御指摘いただいているものだというふうに理解しておりますので、その後援会だよりにつきましては、今発行するということはございませんけれども、交付税措置につきましては、しっかりとわかる形でお示しできればというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 高木議員。

○7番（高木法生君） ありがとうございます。今後は、やはりそういったことも気を配ってその資料として提供をされるようお願いをいたしたいと思います。

それでは、最後の質問に入りたいと思います。医師の確保についてであります。

全国的な医師不足が叫ばれる中、自治体病院に医師を派遣する大学に2004年から新医師臨床研修制度が施行され、大学に残る医師が大幅に減り、美祢市の病院への医師派遣がままならない状況が続いているところでございます。

とりわけ救急医療や小児科、産科などは深刻であり、地域医療の確保も困難を極め、医師不足の解消は喫緊の課題となっております。

そんな中、厚労省は、新聞報道によりますと2040年度には1万8,000人から4万1,000人過剰になるとの需給推計を公表いたしました。5月にまとめた中間報告では、2019年度までは現在の医学部定員数を維持いたしまして、2020年度以降は現実的には増員は考えにくいとしています。

そこで2040年、私はこの自分には御無礼しますという年齢でございますが、この医師余り現象にははまることのできるのか。医師確保の現状とあわせてお伺いをしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 高橋病院事業管理者。

○病院事業管理者（高橋睦夫君） 高木議員の医師確保の現状と将来予想される医師余り現象についての御質問にお答えいたします。

まず、医師確保の現状についてであります。これまでも、先ほど申し上げましたように山口大学の医学部に対して医師の派遣を常々お願いしているところでございますけれども、現状では医師の増員は非常に困難な状況にあります。また、当病院事業局といたしましても、インターネットや派遣会社を通じた医師の募集をずっ

と行っているところでございます。そういうこともありますけれども、いろんな手を尽くしておりますけれども、なかなか現状では医師の増員は困難な状況であります。

しかしながら、県が実施されている緊急医師確保対策枠にかかる医師修学資金貸付制度を活用して医師となった方々が、平成29年度、来年度から義務年限として県内の公的医療機関で9年間、そのうち4年間は本市立2病院を含めた過疎地の病院で勤務されることとなります。そこで、その方々が本市で勤務されることを期待しているところでございます。

次に、将来予想される医師余り現象についてであります。先ほど高木議員も御指摘されましたように、2040年ごろには全国レベルで1万8,000人から最大で4万1,000人の医師が過剰となるといったニュースが報道されたところでございます。

この医師過剰を来たす原因は、国の政策により平成20年度から医学部定員の増員による全国的な医師数の増加と、我が国の人口減少とを解析して得られた予測データであります。

しかしながら、医師数過剰の結果につきましては、あくまで全国レベルでの推計値であり、大都市では確かに医師が過剰となるだろうということは想定されますが、医師の診療科の偏在及び過疎地の医師不足等の問題については根本的な、あるいは抜本的に解決されたものとはなっておりません。

特に、本市のような少子高齢化の加速化が進む地域における医師不足の解消につきましては、まずは国においてこの問題を抜本的に解消する対策を講じられることが必要不可欠、かつ急務であります。

また、この件は都道府県レベルでの対応も必要とされるところでありますので、県への働きかけはもちろんのこと、全国自治体病院協議会といった場での働きかけも引き続き行っていくべきと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 高木議員。

○7番（高木法生君） ありがとうございます。今御回答の中で、義務年限が4年間で、4年間は本市を含め過疎地の病院へ云々とありますけれども、何人のドクターがいらっしゃるのか、あるいは過疎地の病院が何個あるのか、その辺ちょっと



わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（荒山光広君） 高橋病院事業管理者。

○病院事業管理者（高橋陸夫君） 高木議員の再質問にお答えいたします。

緊急医師確保対策枠というのは、いろんな奨学金の種類がございますが、一番本市に来ていただけそうな医師は毎年5名でございます。一応、現在のところ9年間、総勢45名が予定されております。

その医師は、昨年卒業して今新臨床研修制度で2年目でございます。だから、早ければ来年度から過疎地への派遣がされる予定です。それから、県が指定した僻地の病院ですが、全部で10病院です。錦町病院とか、周防大島の3病院とか、そういった病院合わせて全てで10病院でございます。10です。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 高木議員。

○7番（高木法生君） ありがとうございます。人数を施設数で割れば四、五人は何か確保できそうにもあるような話ですね、計算上はですね。

先ほどの答弁ありがとうございます。淡い期待もしていたところでございますけれども、結局は医師余り現象と言っても医者の大病院志向、あるいは都会志向で、これは変わらないということで、地域偏在やあるいは診療科の偏在は残念ながら解消されないということになろうかと思っております。しかしながら、高橋病院事業管理者さんにはこの医師の確保については、大学とのパイプ役として一層の御配慮お願いを申し上げたいと思っております。

最後に、西岡市長さんにはいろいろと申し上げましたけれども、任期期間中しっかり西岡色を出されましてリーダーシップを発揮、特にスピード感を持って市政運営に当たっていただくことをお願い申し上げまして、私の本日の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（荒山光広君） この際、午後1時まで休憩をいたします。

午後0時00分休憩

-----  
午後1時00分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。竹岡昌治議員。

〔竹岡昌治君 発言席に着く〕

○14番（竹岡昌治君） 政和会の竹岡でございます。一般質問順序表に従いまして質問させていただきます。

今回は改選がありまして、新市長誕生のもとに初の一般質問でございます。

いみじくもきょうは就任の60日目に当たるんじゃないかなというふうに思っておりますが、本日の質問で若干市長に対して失礼なことも申し上げるかもしれませんが、今後市長とどのようにお付き合いするか私の議員としての個人的な判断をしたいということで、納得ができれば御協力申し上げますし、それから納得できなければ、やはり一議員として今後いろんな政策も打ち出して、議論を重ねていきたいと、このように思っております。

前座はそれぐらいにおきまして、市長の午前中の一般質問の回答を見させていただきました。所信表明もいただいて、きょう初めて質問するわけではありますが、率直に申し上げまして、選挙戦通して、あるいは市長の公約、あるいは市長の就任の記者会見、ほとんどころころころころ市長は言葉を変えておられます。

臨時議会のときも、副市長がいみじくもおっしゃいました。市長は絶大な権限があるんだと。これは人事案件のときにそういう、逆に私は教わりました。確かにそうなんです。市長には大きな権限があるかわりに、私は大きな責任があると、このようにも思っております。したがって今後、今から私が申し上げる質問に対しまして余りころころ変えないで、ひとつ腹据えて御答弁いただきたい、このように思っております。

まず通告しておりますのが、新市長のかじ取りの方針についてということで通告いたしております。

その中で、3つ質問を申し上げます。

まず、市長室の移転公約についてでございます。二つ目が、台湾事務所の費用対効果と撤退について、3番目が、市長の政治倫理についてという3点についてお尋ねをする予定でございます。

まず最初の1点目でございますが、選挙期間中を通して、あるいは青年会議所がやられました政策討論会におきまして、それからもう一つは記者会見のときも、全て市長は市長室を1階に移すと。しかも、どこでおっしゃったかよく覚えておりません。市長室を1階に移して執務を行うと答弁されております。今現在、市長は

どこで執務されてるのか、その辺について。もう1点は、市長室を1階に移すメリット、これについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員の御質問にお答えいたします。

市長室を1階に移転することということと、執務をどこでしているのかということと、市長室を1階に移転するメリットについてでございます。

まず、市長室を1階に移転するメリットについてお答え申し上げます。

私は、選挙期間中、市民の皆様、そして市長に当選してからはマスメディア等の問いかけに対して、まず取り組みたいことは市民と約束していたとおり、市長室を2階から1階におろすことです。

現在は、市民にとって市長がどういう仕事をしていて、どこにいるのかわかりにくい状況だというふうに思います。市民サービスに関する部署が多い1階に市長室を設けることで、市民の声が聞きやすくなるのではないかと思いますと答えております。

しかしながら、1階に市長室を設けるに当たり、スペースの問題、設置に要する費用の問題等から、現在は移動市長室という形で対応しております。

移動市長室については、本庁、美東、秋芳、両総合支所に、それぞれ週1回ペースで1時間程度開設しております。5月9日を皮切りに6月6日までの間、延べ13回開設し、37組44人の市民の方にお越しいただいております。皆様の御意見を直接お聞きし、市民の皆様が何に関心を持ち、何に期待や不安を感じておられるのかお伺いすることができ、とても意義のあることと感じております。

また、移動市長室は、誰もが入りやすく常にドアを開いております。市民の皆様に限らず、市の職員にも気軽に利用していただき、日ごろ感じていることや提言、アイデア等を話していただきたいと思っております。私と職員とが考えを共有することによって、よりよい行政運営が行えるものと確信しております。

市長室を1階におろすことは、このように直接市民の皆様目に触れ、市民の皆様のお考えをお聞きすることができ、同時に私の考えを御理解していただくこともでき、とてもメリットのあるものと考えております。

さらに、執務につきましては、現在市長室が1階にスペースがありませんので、重要案件につきましては2階の執務室で行っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 答弁いただきましたが、市長は市長室を下に、1階におろすスペースがないとかおっしゃった。当たり前の話なんですよ、最初からおわかりだったと思うんですよ、あなた議員だったんですから。

ですから、1階は御存じのようにあちこち金庫も置いてありますよね。そういうことももう御存じだったはずなんです。だからできもしないことを、それから移動市長室、これは広く戸も開けてあるからちゆけど、見させていただきましたが、まあ子供だましたと私は思いますよ。

今おっしゃったように、執務を1階でやるとおっしゃったにもかかわらず、2階の執務室でやってると、あれは市長室じゃなくて執務室で今おっしゃったんですよ、感覚が違うんですよ。

さらに、市長室をおろすのは、いいですか職員の働きぶりに目が届くところおっしゃってるんですよ。何が、職員の皆さんのアイデアを吸収できるところじゃないですよ、監視するところでしょう、職員の動きが目に届くということは。社長室を1階の玄関の近くにおいて職員の動きを見てるのと一緒やないですか。だから、市長そのものの本来の仕事は何なんですか。

それからもう一つ、市民の皆さんの声聞かれて、市長の考え方やそれから市民の皆さんの考えを聞くことによってどう市政を反映していくか、これ大事なことだと思います。ですが、市長は二元代表制をいかにお考えになってるのか、この辺を二つ目をお尋ねします。いいですか、職員の監視のためとおっしゃったんですね。

それからもう一つは、二元代表制の問題。これを市長に、見解を確認をさせていただきたいと思います。

それからもう一つは、何で私がそういうことを申し上げるかという、臨時議会のときに申し上げましたね。市長はそのときに議員ではなかったんでとおっしゃいました。あなたのブレーンなんですよ、脅しをかけられて、新市長に協力できるかできんか。できんならこれを選管に持っていくぞ、警察に持っていくぞとおっしゃったんですよ。そのことについても、あのときは明解なお答えいただけませんでした。したがって、そうした二元代表制を市長はいかにお考えなのか、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員の再質問にお答えいたします。

まず、職員を監視するという事は、私言っていないというふうに思っております。そして市長の本来の仕事は何なんだというお問い合わせですが、市長の本来の仕事の一つに、市民の声を十分に聞くということもあろうかというふうに思っております。

さらには、二元代表制ということでございますが、やはり議会は市民の代表者であるということ、また議論の場としてあるということでございます。まず議会については、議論の場が保障されているということ、そして議論の参加者は住民の皆様方から選ばれた議員の方であるということ。

そして、議論の視点、立場としては自治体、市民全体のことや、長期的な視点、総合的な視点、総体的な視点から物事を判断していただく機関だというふうに認識しております。

また課題設定等、議会ですので議員提案権があると思います。課題設定を議会でもっていただき、自治体全体の総合的な課題を設定して議論していただくということの一翼を担っていただいているというふうに認識しております。

最後に、警察に出すぞというようなお話がありましたが、その件につきましては私はちょっと認識しておりません。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 多分、今から私が申し上げることは、ほとんど認識してません、わかりません、知りませんとお答えになるだろうという予測なんですけど、市長は若干私との、二元代表制についても若干ずれがあるのは事実なんです。

先日の議会の政治倫理条例に基づく審査委員会の中でも、市長のブレーンと言われた政策集団と申し上げたらまたひどいかもかもしれませんが、そうした方たちの考え方が全然私たちとはちょっとずれております。

一つだけ、市長にもう1度確認をしたいと思っております。確かに職員の監視と私申し上げました。それは言っておられないのは事実です。職員の働きぶりに目が届くところおっしゃっております。その後、また違うところにほかのことが書いてあります。

それもういいです。どうせまともにお答えならいだらうと思ひますんで時間がありまへんから、次は2点目の、台湾事務所の費用対効果と撤退についてお尋ねをしたいと思ひます。

市長の後援会だよりの第2弾は御記憶にあらうと思ひますね。台湾事務所の経費が2,000万、それはもうあらゆるところで、市長は演説の中で2,000万ということをおかれております。

私も、市長も3月までは議員でございましたから私が不勉強だらうと思ひますね。2,000万の根拠をお示しいただきたいし、併せて費用対効果もどのように評価されているか御答弁いただきたいと思ひます。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 台湾事務所に要する経費についての御質問にお答えいたします。

平成24年7月5日に台湾の台北市内に美祢市台北観光・交流事務所を開設し、主に観光旅行者の誘致活動を行ってきたところであります。事務所開所当初は、現地旅行エージェントにとって美祢市の誇る主要観光資源である秋吉台、秋芳洞は、過去の観光旅行ポイント、もしくはほとんど知られていない状況にありました。

しかしながら、台湾台北市内に拠点施設を構えたことで、迅速かつきめ細やかな情報収集、情報提供を行うことができるようになり、現地旅行エージェントとの信頼関係を構築できたことで、徐々にではありますが訪日旅行の行程に秋吉台、秋芳洞を組み込んでいただけるようになってきたところであります。

台北事務所開所初めの年度は、平成24年度の台湾からの観光ツアー客は1,800人、平成25年度が3,357人、平成26年度が4,562人、平成27年度が3,600人となっており、開所当初に比較すると倍増しております。

なお、平成26年度には、台湾内企業の成績優秀者約1,300人の報奨旅行を誘致できましたが、平成27年度においては報奨旅行の誘致が叶わず減少したものであります。

次に、美祢市台北観光・交流事務所に要する経費についてであります。平成27年度の決算見込みにおいて年額で事務所賃借料が約141万6,000円、光熱水費が約9,000円、通信運搬費が2万5,000円であり、事務所直接管理費として約145万円を支出しております。

また、台北事務所現地スタッフの person 費が約 176 万 7,000 円、台湾への渡航旅費として約 257 万円、これに担当職員の person 費として約 400 万円を加算いたしますと、台北事務所関連経費としては合計約 1,000 万円となっているところであります。

また、平成 24 年度に開設いたしました。開設当初の費用が 399 万 5,000 円、25 年度の費用が 1,564 万 1,000 円、これに担当職員分として 400 万、約 2,100 万円、26 年度は 1,273 万 8,000 円、担当職員の person 費分プラス 400 万として 1,700 万円を支出しております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14 番（竹岡昌治君） いや私が申し上げたのは、それ恐らく担当課が書いた原稿だと思っんですよ。僕は市長の認識を聞きよるんですよ。担当課の原稿一々読んでもらったって仕方がないです。

市長が 2,000 万と、あれだけやられて無駄だと、これを節約すれば、農産物の加工か何か知りません。六次産業化にでもなるんだろうと思っんですが、いずれにしても農業費として使えるじゃないかと、これは市長の主張なんですよ、ね。

そして、しかもこれ記者会見では撤退ベースと、そう答えてますよね。先日福岡の、あれちょっと名前が難しいんでなかなか一遍には出てきませんが、あれ行かれたでしょう、福岡の総領事さんかいね、会いに。20 日に行かれたと思っます。その辺も撤退の話はしてこられたんですか、どうなんですか。

公約で言われてるんですから、ね、しかもスピーディーに動くとおっしゃったんです。チェンジチェンジて言いながらこの間も言うたんです私予算委員会で。チェンジチェンジて言うたんですよ私。全部継続じゃないですか。選挙民だましたんですか。27 年度も 1,000 万足らずしか使ってないでしょう。

確かに 24 年、25 年、導入期にはおっしゃったように 1,700 万使ってますよ。だからそれを市民に、だから、どう言ったらいいですか、もっとわかりやすい説明をするのが、市長の責任が私はあると思っんですよ。撤退についてのその後の動き、60 日間もたってるわけですから、その後の動きについてもっと市民の、選挙民にあなたが約束されたことをきちんと答えてください。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員の再質問にお答えいたします。

先ほど2,000万円ということでお話ございました。これの2,000万円ということは、平成25年度、平成26年度を勘案してそこに申し上げた。27年度の決算につきましては、選挙期間中ですのでまだ出ておりませんのでそこは見えていないということでございます。

予算額だけを見ても、平成27年度も1,700万円ぐらいの予算がかかっているということでございますので、御理解いただければというふうに思います。

台湾の交流につきましては、選挙戦前から言っておりますけれども、教育文化の交流については今後も積極的に行っていきたいということを申しております。しかしながら、当初台湾事務所を開設するに当たりまして、平成24年度開設しておりますけれども、ここは1,500人から1,600人のそれまで台湾の方の観光——秋芳洞の入洞客数でありました。

その開設するに当たりまして、効果を議会でも当時の執行部のほうから御説明あったとおり、平成27年度には秋芳洞入洞客数を1万人にするという御説明がございました。

しかしながら、実績を見ますと3,600人ということで、台湾事務所の意義がいま一つどこにあるのかというところの、最初のスタートとのかけ違いの部分での説明の部分での言うならば疑義が生じたんじゃないかなというふうに思っております。

今後は県知事、または県のほうと一度お話をさせていただきましたが、今後も協議させていただき、また近隣の市と協議をさせていただきたいというふうに思っております。

美祢市は、秋吉台だけの観光スポットじゃございませんけれども、やはり近隣市、特に空港を持っておられる宇部市、また山口市、これは観光協定結んでおる山口市等と密接に連携した観光を行っていくということが必要だろうというふうに思っておりますので、県や近隣市と協議していきたいというふうに思っておりますが、台湾事務所については撤退を含めた見直しも必要かというふうに思っておりますので、それは今後さらなる見解を皆様方の議論を踏まえまして、決めていきたいというふうに思っております。

以上です。



○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 市長、答弁ひきょうですよ、あなたは。撤退ベースで、撤退とおっしゃったんでしょう。私の質問は、60日間どう動かれたんですかて聞いてるんですよ。

今から宇部市や近隣の市町村と話し合ってくれちゅあれで質問したんじゃないですよ。その約束はどうされたんですかて聞いてるんですよ。今聞くところによると、ああじゃこうじゃ言いながら結果として近隣の市町村がもし協力してくれれば残したいとおっしゃるんですか、それとも撤退するための近隣市町村に話をするとおっしゃるんですか、さっぱり見えないんですよ。

一方では撤退、所信表明では何となく継続してやるような方法、私が申し上げたいのは、一貫してないんですよ市長の方針が。余りにもこれ、60日間じゃないですよ、選挙期間入れたらわずか100日足らずの間にくろくろくろくろく変ってるんですよ。

ですから、私たちも市民の皆さんから聞かれても答えようがないんです。また変わるかもしれんねって、こうおっしゃるか答えようがないんですが、まずあなたが約束されたように撤退するのかしらないのか。

私は予算委員会するときにも話がありましたように、ことしはランタン祭りも2日間やるとこういうことですから、まず若い人たちが力を結集して物事に取り組んでいく、このことのほうが私は、おっしゃるかと思ったんです。経済効果よりはもっと大事なんです。人の心がそういうふうの一つになって何かを成し遂げようとする、そのほうがよっぽど大事なんです。お金じゃないんです。

ところが、その経済効果の話がないだけならともかく、ああだこうだと言いながら県とも、行かれたでしょう、県にも。だから、行かれてそれから台北駐福岡経済文化弁事処ていうんですか、何か私たちにはわかりませんが、いずれにしてもその総領事とお会いになったとき、撤退の方向で話をされたのかどうかそれをお尋ねしたと思います。再度お願いします。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員の再質問にお答えいたします。

この60日間の動きということでございますが、まず先ほどもちょっと申しましたが、県に行きまして知事及び副知事、また県議会議長とお会いさせていただきま

した。その中でのお話をさせていただいておりますが、県としての考えもございました。それも踏まえて検討していかなければいけないというふうに思っておりますし、また私の考えもあるということでございます。

ことしの3月、予算を私も賛成で通させていただきました。その折には、この台湾事務所の経費も当然のことながら入っております。この1年はもう予算がついておりますので、その予算を執行するということは必然じゃないかなというふうに思います。この1年をかけて、撤退を含めた議論していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） ほかの質問がありますんでこれ以上やりません。やっても一貫してません、考え方が。全部人のせいなんです。もっと相談して、あるいは近隣の市町村の意見も聞かにゃいけんじゃろうし。ですから市長そのものがどうやるのか、それに対して選挙民と約束されたことをどう実行してきたか聞いても、全くだめです。

領事館で会った話もどうやられたんですか聞いても答えをされない、もういいです。いいですっていうのは、あきらめの言葉です。市民もあきらめると思いますよそれじゃあ。市長もっとしっかりと答弁してください。

それから、次に3点目です。市長の政治倫理について、倫理観をお尋ねしたいと思うんです。

なぜこんなことを私がお尋ねするかというと、市長はね選挙期間中も含めてもう本当支離滅裂、私に言わしたら。だから、倫理観がきちんとされてるかどうかわかこれをお尋ねして、今後私はおつき合していきたいとこのように思いますからお尋ねをいたします。

まず、これは今議会の中でも、人事案件を絡めて倫理条例に基づく審査委員会が起きております。その中で、秋枝議員にお尋ねしました。4月22日東京に行かれたとき、国会議員に御挨拶行かれたとき、市長は新婚旅行とおっしゃいました。

秋枝議員に行ったか行かんかて言ったら、私は後ろついていただけだと。前は誰かて言ったら、村上議員で最初おっしゃって、これはまあ昔から仲間だったから、いやごめんなさい村上議員でいいと思います。ですが、実際には本人も訂正されま

した村上社長と。これは美祢市と工事契約をする社長ですよ。

もう1人行かれたんじゃないですかて言ったら、市長御本人に聞いてくれることなんです。お尋ねします。行かれたかどうか。なぜそうした市との請合業者とともに行かれたのか。もし行かれたんならですよ。あくまでも市長は新婚旅行だとおっしゃったんです。その辺をひとつお尋ねをしていきたいなと思います。

恐れ入りますが、もう原稿読むのやめて、そんなに難しい話じゃないんです。市長の政治倫理観とそうした事実があったかどうか、このお尋ねにお答えいただきたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員の御質問にお答えいたします。

4月の22日だったかと思います。確かに秋枝議員ともう一方、今お名前を言われた方と河村健夫国会議員の事務所に御挨拶に行かさせていただきました。

以上です。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 議長、私市長の倫理観をお尋ねしたいと申し上げたと思うんですが、回答を求めてください。

○議長（荒山光広君） 今質問者から、市長の政治倫理についてのお考えの質問があったと思います。西岡市長、答えられればよろしくお願いします。西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員の御質問にお答えいたします。

今の倫理観ということは政治的な倫理観のことだというふうに思います。当然公正・公平に、何事に対してもしっかりと公正・公平に行政を行っていくということが一番の倫理観であろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 公正・公平にやっていると。もう一つあるならば、今まで議論した中でいろいろ出たのは、書いてないから守らないとこういう言葉が多かったんです。

私変な発言しました。もし何かに抵触するならば取り消しをしなくちゃいけません。またそれは議長のほうから指摘があろうと思います。倫理ていうか、道徳ていうのは書いてないんですね、もともとどこにも。我々子供のころには修身てのが

あったんですが今ありませんね。

したがって、親を見なければいけない、親を殺してはいけないとか書いてないですよ。しかしやっちゃいけないんですよ、これは倫理ですよ。道徳ですよ。ですが、今市長が言われたように市政を運営していくためには公正・公平でなくっちゃ、これは当たり前のお話なんですよ。当然、市長にも地方自治法上142条で兼業を禁止しているのがあります。これ当然です。

私は、もう一つ市長にお尋ねしたいのは、これ市長の選挙の収支報告書です。ある女性の方が、これちょうど私が選挙期間中に大田のまちで出くわしたと思います。西岡候補のね。思わず後下がりしようかというほどたくさんの人たちで道路を、言い方悪いんですが選挙法で言いますとやっぱしいけないんですよ。それをやって行進されてました。

まず、選挙運動のため、すいませんちょっと花粉症が。いいですか。選挙運動のため自動車を連れ、または隊を組んで往来する等規制を張る行為をしたとき、これは違反なんです。御存じですよ、御存じでしょう。ああ、答弁なきやいいです。そうってます。

この女性の皆さん、運動員、選挙法では車上運動員というのはふつうウグイスなんです。後ろについてる人たち、あるいは物運ぶ人は労務費で払っていいんですよ、運ぶときやらは。

いわゆる肉体労働する時はいいんですが、選挙運動するにかかって数人お雇いになられましたね。1万5,000円ずつお払いになって、もしあれやったらあります。いろんな方からお聞きしております。

それから、その人たちが事務所に行ったら食事券がもらえるということで、食事券を発行されてますよね。金額は書いてありません。その収支については6,800円ほど実は支出が書かれております。

そこでお尋ねなんです、今さっきおっしゃったようにうそをつかないで、やっぱし公正・公平に選挙もやるべきだし政治もやるべきなんです。ですから、その辺についてなぜ記載がないのか、なぜそうした人たちをお雇いになって選挙運動されたのか私はわかりませんが、まず支出について記載がないということに対しての御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 選挙運動中の運動員に対する支出の記載がないということでございますか。すいません、ちょっと今手元に資料ございませんし、経理のものと、私がやったわけでございますので確認とらないとどうということかわかりかねます。後日、また確認とりまして御報告申したいと思えます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） そいじゃはっきり申し上げておきます。その食事券を事務所にもらい行って、一人のある人は日当は1万5,000円、ただしやってみたら2日間で1万5,000円だったということですが、それプラス、昼食以外にからあげセットを10セット買われた。

そういう人たちがおるにもかかわらず、そこに支払っておられるのは6,800円しかありません。お母さんが出納責任者ですから、どうぞ帰られてお尋ねいただいたらと思うんですね。

もう1点、本来ならこんなこと聞くべきじゃないと思えます。と思えますが、もういろんな方からの電話や何やらで私たちも答えることができません。したがってお尋ねをしたい。もしお答えができるんならばで結構です。

支払いも書いてないけど、言い方悪いんじやが貸したほうの方が800万貸したとおっしゃってるんです。借りたほうも、それをいきなり返せて言われてどうしたもんじゃろうかと言うて、市長の身近な方なんですけど困ったという話が出ております。

またこれもうわさだけの話なのかそんな事実はないのか、後ほどお聞きをしたいと思うんですね。ただ、うわさの出どころが、やはり貸したほうも美祢市の工事請負をやる業者の社長が言われておるわけですね。借りたほうは市長になられた。

だから、先ほど東京行かれたのも単なる挨拶とおっしゃったんですが、私たちもよく、議員ですから業者が来るんですよ。国会議員の先生方と合わせてくださいとかね。全部断ります。それはしちやいけんことですから断ってるわけですね。にもかかわらず、市長は何の罪悪感も持っておられない。

今回の選挙は、本当に政策論争とはかけ離れた私は選挙だと評価してる。市民の皆さんも一部そう思っておられると思えます。ですが、市長は市長を一生懸命御自分のお考えを披瀝されてやられたと思うんですよ。思うんですが、市長の、本当に中心となって応援された美東の元大中議員、これは私たちと一時期同僚でございま

した。その方の文書お読みになったことありますか、市長は。お尋ねをしたいと思  
います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員の御質問にお答えいたします。

選挙資金のことかと思いますが、800万を借りたと今おっしゃられましたけれど、そういった事実は全くございません。貸した方がそういうことをおっしゃられてるということを言われましたけれども、どなたが言われてるのか教えていただければその方に私も確認とって、いつの時点で私に貸したのか、借用書があるのか、しっかりと真実を調べていただければというふうに思いますし、また私の身近なものがそのお金を返すために金策に走ってるというよう（発言する者あり）そう言うふう回ってるというようなこと言われましたけど、そういった事実も全くございませんので、その辺は単なるうわさだということでお願いしたいと思いますし、またその貸した相手の方にもどういった、うわさが飛び交って事業のほうに影響があるやもわかりませんので、その辺は御容赦いただければというふうに思います。

その次に、美東の出身の大中元議員の文書読まれたことがあるかということですが、どういった文書かということが今手元にもございませんし、話がかけ違いましたら失礼ですので、多分竹岡議員が言われてる文書と私が思ってる文書が違ったら申しわけございませんので、その辺はちょっとよくわかりませんということでお願ひします。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 今の借った貸したの件については、市長のほうからきっぱり単なるうわさだということですので、私もそのように受けとめさせていただきます。単なる、私もそういううわさが飛び交ってる、事実かどうか、あるいは身近な方と言いましたけど、名前挙げては私人ですからもうやめます。

その辺はやめますが、今の議長にちょっとお願い申し上げます。大中元議員の配付された文書、私ちょっと一部読まんにゃいけんですが、議員さん方の16だけは用意してるんですが、もしよろしかったらそれを配付することを許可していただきたいと思ひますが。

○議長（荒山光広君） 今の文書についてはもう既に用意されているということですか。

ちょっと確認をしなければいけませんので、ちょっと5分ほど休憩したいと思います。

午後1時44分休憩

-----  
午後1時55分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き一般質問を続行いたします。

休憩前に竹岡議員より文書の配付の要請がございました。議員さんのみということでございましたけど、それでよろしかったですね。はい。

いいですか、どうぞ、続けてください。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 大中元議員のビラを各議員さんに配付をしていただきまして、ありがとうございました。

ただ、この中はどうせにくじしか書いてないからぐらいのもんじゃないけど、要は私が申し上げたいのは、こういうものを容認して候補が選挙をしたということに、大きな倫理観が欠如してると、私はそう申し上げたいんですね。

というのは、議長のほうに向いても、議長はうなずけないでしょうから、どういことが書かれてるかという、はっきり言いまして大中元議員は、議員を離れてから、一市民として見られるようになったというのが市政のことだろうと思うんですね。

「今まで見えなかったものが、はっきり見えるようになりました」と。「上辺ばかり飾りつけ、中身とは裏腹の腹の立つことばかり多くつくようになりました」と、こう書かれておるんです。

この中に、「美東は完全に蚊帳の外です。私たちは放射能に汚染され、水俣病の水銀を飲まされ、肺がんのもととなるアスベストを吸わされているのと同じ状況に浸されています。」皆さん、どう思います。これが選挙に使われた、事前に使われたあれです。

従って、「今自覚症状はないかもしれんけど、一日も早く治療しないと大変なことになりますよ」と。「その早期治療するしかないのが、このたび行われる選挙で決まります」と、こう書かれてるんです。

さらに、これもいろんなあれがあると思いますが、「出来の悪い大名が」だから、多分市長のことだと思います。腹黒い家老と、——誰が家老かわかりませんが、も

し私たちのことならば、「腹黒い家老とそれを取り巻く悪代官と結託して、庶民から法外な年貢を取り上げ、自分たちは、……なんでしょう」と、こうなってるんです。

こんな文章を市長、流されたのは御存じですよ。読んだらわかるでしょう。

さらに、いいですか、「私たちの市民サイドの政策が行われていないからです」と、それは何かあったら、日の出が見られんと、こういう言い方なんですよ。暗雲が立ち込めてちよる。

そして、「PM2.5が美祢市の空を覆いかぶさっているからです」と、こんな話なんです。

先ほども、また後からもお聞きしますが、私たちの払う税金が私たちの幸せづくりに回ってきていないからです。あたかも誰かが搾取しているような表現なんです。

その反対では、うわさでは、前市長は台北事務所に女を囲って税金を持って行っている。こんな話までまことしやかに出した今回は選挙なんですよ。

さらに、今度は西岡議員の出陣式の御案内、「これらも谷底に突き落とされた皆さんを救い出す大事な選挙です」、そこまでは許せます。「病魔から解放し、どこでも誇れるふるさとにしましょう」、故郷にしましょう、どっちでもいいんですが、そういう見出しで書かれております。

あとは、市長がそれぞれの広報を持っておられます。出しておられます。それについては、また後日申し上げたいと思います。

もう一つ、これは市長のリーフレット、選挙のリーフレットです。これには、経歴の中で平成15年4月、宇部フロンティア大学入学って書かれています。その後、この文字は出てこないんです。なぜそういうことがあるのか。公職に出る選挙のとき、卒業証書を手にするのが普通なんですよ。こうしたものが実際に何でこんで途中で消えたり、書かれたりしたのか。

私が申し上げたいのは、そうした本当に選挙そのものに情報が入り乱れた中、またはあるいはうそ、誹謗中傷、そうした選挙の結果、4月17日に結果が出たんであろうと、私はそういうふうに思っております。

その後、市長の記者会見の中身やら所信表明、そうしたものを全部精査させていただきましたが、本当にチェンジとおっしゃっていながら、どんどこどんどこ、だんだん全部継続になってきた。



一つだけ実行されたのは、移動市長室だけです。後は全部うそなんです。その辺について、市長の御見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員の再質問にお答えいたします。

今の大中元議員さんの、私今手元にいただけませんでしたので、ぜひいただいて御回答させていただければというふうに思います。

○議長（荒山光広君） どうぞ、渡してください。

○市長（西岡 晃君） また、後段で市長はチェンジをしてないじゃないかという御発言で、また御質問だというふうに思いますけれども、就任して今2カ月がきょうでたったというふうに思っておりますが、これからいろいろな予算、そして条例等を変えながら、目に見える形で市政の運営を変えていければというふうに思っております。

まず、一番手始めにやらさせていただいたのは、今議員おっしゃるとおり、移動市長室をして、市民の声を聞く。そして、この6月のこの議会で、今議案を提出させていただいております、8月から行います市長公室を立ち上げて、公民館改革をやっていきたいというふうに思っております。

取り急ぎそういった改革を進めながら、全体の今までお約束してきたことを、一つずつ丁寧に変えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 私に与えられた時間は、あと何分あるんですか。

○議長（荒山光広君） もう6分、7分ございます。

○14番（竹岡昌治君） それぐらいしかありませんか。まことに残念なんです、できればこの6月議会で市長とは言いにくいことははっきり言うて、その上で市長のお人柄なり、考え方をきちっと納得できれば、御協力申し上げたいと当初に申し上げましたが、時間がまことに足りませんで、残念でなりません。

最後に、もういくら聞いても多分市長ごまかすことしかできないだろうと、こういう私は認識なんです。

市長公室つくられて、公民館の——選挙期間中もおっしゃってました。私は、それを聞いたんに思ってたのは、ああ、この市長候補さんは二元代表制全く理解さ

れてないのか、それとも今我々が構成している議会を否定されているのか、よくわかりません。もしあれやったら、解散請求をされたらいいんじゃないかなと私は思っています。

それぐらいちょっと偏ってるんですよ。公民館の権能がわかってらっしゃるんかどうかわかりませんが、その辺も非常に不安を感じている一人でございます。議員としてじゃなくて、市民としてもそう感じております。

時間がなくなりますので、最後にお尋ねをしたいと思います。

市長は、4月10日に立候補と同時に、議員を失職すると、こういう手法をとられましたよね。これたまにあるんです。それは何かあったら、3月の例えば当初予算を見て、あるいは方針を聞いてこれだめだと、ちょっと私がかかわって出ようというときには、それでも3月末ぐらいでやめるのが普通なんですけど、ただ4年前にどなたか1人、そういう手法を使われました。そういう手法を使われまして、ずっと思ってたのは、税金の無駄遣いだとかおっしゃった。当然、囲む会等を六十数回私はしましたという発言をされておるんですね。

その六十数回のいわゆる囲む会は、議員活動なのか、あるいは市長としての事前運動としての一つの後援会活動としてのあれなのか、その辺をお尋ねをして、そして最後に、市長は税金が無駄遣いだ、どうだこうだおっしゃったんで、最後に税の公平性と受益者負担の公平性、さきほど申されたこれが大事だろうと思うんですが、どう担保しながら市民の皆様にはわかりやすく、しかも声を大きくしますが、うそのない市政を運営されるのか。さらに、税の無駄遣いとは何なのか御教授をいただいて、最後の質問といたします。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、二元代表制を無視して公民館の権能をふやすんではないかというお問い合わせですが、私は決してそういうふうには思っておりません。先ほど一番冒頭にそのお話をさせていただきましたけれども、やはり市民の代表である議員の皆様方には、こういった議場で積極的に政策の議論をしていただくと。

また公民館で、また移動市長室で住民の方とお話をさせていただく場面、そしていろいろな御要望等、また御意見等をお聞きしますけれども、それは一つの市民からの御要望として受けて、その御要望をまたどういうふう具現化していく政策を

つくっていくか、そして予算、また条例等どう改正していけば、そういったことが実現可能になるかということを経済にお諮りして、議会の皆様と議論して前に進めていくというのが姿だというふうに思っております。

もう一つは、税金の使い方についてであります。

合併自治体に対する財政上の優遇措置である地方交付税の合併算定替えが、平成31年度をもって終了いたします。また、今後人口増加や経済動向の改善が見込めず、市税を初めとする収入の増加が見込めない中ではありますが、将来世代に大きな負担を残さないよう、健全な財政運営を進めていくことが求められると認識しております。

市民の皆様になめていただいた税金を、市民の皆様が望まれる施策に使わせていただくという私の政治家としての基本理念に基づき、常にPDCAサイクルによる評価、検証、そして改善、見直しにより行財政改革を推進し、限りある財源を有効に使わせていただきたいと考えています。

改革には痛みが伴うものでありますが、市民の皆様には十分御説明した上で、御理解、御協力をいただきながら進めていかなければならないものと考えております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 時間がもういよいよ切迫しました。最後に、きちんと執行部が――事務方が書いた答弁書を読まれました。私は大事なものは誠実、本当に市民の皆さんから信頼できる政治を行うことが極めて重要だろうと、こういうふうに思うんですね。

今、テクニックの話は出たんですね。より有利な方法をできるだけやっていくというのは、これは当たり前の話です。ですが、私はやっぱり真心、これが一番大事だと思うんです。市民の皆さんに胸を打つようなそうした考え方、基本理念が私は大事だろうと思うんですが、事務方が書かれた原稿をさらさらっと読まれて、これで終わりというのでは、やはり何かしら物足りない。

最後に、議長に申し上げておきます。時間がもう1分しかありません。「選挙期間中の今の収支の問題については、私が出納責任者じゃないんでわかりません」と、「後日何らかの形で」という御答弁でした。

これは、ひょっとしたら選挙違反にもかかわる問題です。きちんとした御答弁を

出していただきたい。そして、私がここに録音しております。証人の皆さん、誰が幾らもらったかという。そして、どういうシステムだったかっていうのを持っております。これと整合するかどうか、それで初めて納得ができると思います。どうかその辺をお願いしまして、私の一般質問は終わりたいと思います。

○議長（荒山光広君） この際、2時15分まで休憩いたします。

午後2時07分休憩

.....

午後2時15分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。岡山隆議員。

〔岡山 隆君 発言席に着く〕

○6番（岡山 隆君） 皆さん、こんにちは。それでは、一般質問通告のこの順序表に従いまして、一般質問を行ってまいります。公明党、岡山隆でございます。

私は、一般質問するたびに前市長、村田市長さんにおきましても、是々非々でしっかりといいものはいいい、そうでないものはそうでない、そういう形で私も質問してきました。

また、新市長になられたこの西岡新市長に対しても、是々非々でしっかりといいものはいいい、問題は問題、そういった形でのスタンスで変わらず、こういった質問をしっかりと行ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

さて、私もこの三、四カ月間、市民の皆さんのもとに行って、そして3,000人以上の方と、私はいろんな市民の皆さんの日常生活の困ってること、そして皆さんの小さな声をしっかりと聞いてまいりました。

そして、生活向上へのさまざまな、たくさんのこの要望を受けて、そしてたくさんありますけれども、今回は主に緊急性といいますか、優先順位をつけて、まず私たちのこの日常生活において重要な事案について、今回は質問してまいりたいと、このように思っているところでございます。

それでは、1問目の質問は、有害鳥獣被害に対する今後の対応策に関してです。

農家の皆さんが一生懸命に丹精込めて育てたこの農作物が、サルやシカ、イノシシなど野生鳥獣に食い荒らされてやり切れない、こういった思いをされた方、きょう傍聴席に来られていますけれども、そういった方もたくさん私はおられるんでは

ないかと、このように思っております。

この2年間、この美祢市内で発生した、特にサルによる人のかみつき被害状況を見ても、この奥分の荒川地域、大嶺の向原、坪美地域、そして重安羽永地域、そして美東町大田地域など、サルが急に出没して女性の足や腕をかみついてけがをさせるといふ、こういった傷害事件が発生しておるところでございます。

特に、近年全国各地でこの有害鳥獣による農作物の被害が深刻化しており、今までも議員さんによってこういった質問も多々あったわけでありましてけれども、平成23年度における農作物の被害額は、約230億円とも言われています。

平成20年には、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置法に関する法律が施行され、政府においてはこの本法に基づく施策など、鳥獣対策を進めておりますけれども、反面この地方自治体の負担も大きくなっているところがございます。

山口県内のこういった野生鳥獣による農林業の被害は、平成22年度、――6年前ですけれども、約8億円、平成24年度には約6億円ともなっております。

現在美祢市のこの有害鳥獣を捕獲するのに、捕獲単価はイノシシ1頭が3,600円、サル1頭は2万6,000円となっております。捕獲単価アップと委託料の実績に基づく委託料によって、猟友会の捕獲意欲を上げたことが、この農作物等の被害額の減少につながって、平成22年度以降は被害が少し減少傾向にあるとも言われております。

しかし、このサルによる農作物の被害は、山口県が全国でトップで平成23年度では1.5億円とも言われております。

特に、現在サルが多く出没する地域、ちょっと先ほど話しましたけれども、そこには縦あみ囲い式わながサルを捕獲する上において効果を発揮してるとも聞いております。サルによる人的被害が多く発生しているこの奥分荒川地域、こういった今申し上げたところ、今後この縦あみ囲い式わなを設置して、サルによるかみつき、傷害事件を少しでも解決させていくという、こういった対策が私は必要であると考えております。

そこで、過去5年間におけるこのサルによるかみつき傷害事件のこの発生件数と、人や農作物への有害鳥獣被害への防止策について、まず最初にお尋ねしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（荒山光広君） 西田建設経済部長。

○建設経済部長（西田良平君） それでは、岡山議員の有害鳥獣被害に対する今後の対応策に関しての御質問にお答えをいたします。

野生鳥獣による人や農作物への被害防止策についてであります。

まず、本市の有害鳥獣被害の概況について御説明いたします。本市における平成27年度の有害鳥獣における農林産物の被害金額は、2,596万9,000円で、対前年比85.7%と減少しておりますが、まだまだ深刻な状況となっております。

また、サルによる被害は農林産物にとどまらず、人的被害も発生している状況となっております。

サルの人的被害の状況についてですが、市が把握しております発生件数は、平成25年度以前には被害報告はなかったものの、平成26年度に5件、27年度に36件の報告を受けております。

被害の状況につきましては、被害者の後ろからひっかかれた、かみつかれたというものでございます。これらの報告を受け、市といたしましては、直ちに県、警察、それから猟友会と連携し、地域住民に対しまして注意喚起を行うとともに、被害発生場所が住宅地であったために、銃による捕獲は禁止されておりますことから、エアガンによる追い払い、巡回、わなの設置などを行い、被害防止に努めております。

しかしながら、これらのサルを捕獲するにはいまだ至っておりません。

サルの被害から身を守る対処方法といたしましては、柿などの果樹を放置するなど、集落をえさ場にしない、サルが好まない作物を植え、嫌がらせをするなどのサルの苦手な畑をつくる、それから、人間は怖いと学習させるように、サルを人間に慣れさせないように追い払うなどの対策を、地域住民一丸となつて行うことが重要ですので、市民の皆様方にも御協力をお願いしているところであります。

また、サルの捕獲対策といたしまして、議員御承知のように、平成27年度から大型囲いわなによる捕獲を猟友会に委託し、実施しているところであります。このわなは、現在美東地域と秋芳地域にそれぞれ1基設置しております。このわなによる捕獲実績は48頭となっており、市といたしましては、このわなによる捕獲を期待しているところであります。

なお、今年度はこの大型囲いわなを美祢地域に設置することとしております。設置につきましては、場所などの協議を猟友会及び地元の皆様方と行い、8月頃に設

置する予定としております。

また、昨年度4頭のモンキードッグが認定されておりますので、モンキードッグの有効利用を推進してまいりたいと考えております。

議員御承知のように、サルは学習能力が大変高いため、一度えさ場と認識すると、何度も出没するようになります。今後も市民の皆様方の御協力をいただき、被害対策に努めてまいりたいと考えております。

次に、サル、シカ、イノシシ等の有害鳥獣被害への防止対策についてお答えいたします。

有害鳥獣対策といたしましては、捕獲対策と防護対策の二つがあります。まず、捕獲対策です。

1点目といたしまして、美祢猟友会、美秋猟友会への委託で実施しております有害鳥獣捕獲業務です。これは、猟友会会員により捕獲隊を編成していただき、年間を通してイノシシ、シカを捕獲していただく事業であります。

また、平成25年度からは、サル被害の増加に対応するため、サルの一斉捕獲を各猟友会へお願いしております。

2点目といたしまして、従来から実施しております有害鳥獣捕獲奨励事業です。これは、捕獲された有害鳥獣の種類別に奨励金を支給し、捕獲意欲の増加を図る制度でございます。先ほど岡山議員が言われた制度でございます。主なものにつきましては、イノシシが3,600円、シカが6,000円、サルが2万6,000円となっております。

平成26年度までは、捕獲頭数が予算額を上回っても、予算の範囲内で支給することといたしておりましたが、昨年度は捕獲意欲を維持していただくため、議会の御承認をいただき全額を支給したところでございます。

3点目といたしまして、鳥獣被害軽減のための効果的な捕獲計画の策定及び被害の未然防止を図るために、今年度より本市単独の事業といたしまして、有害鳥獣被害防止事業に取り組んでおります。

この事業は、まず被害発生地域や時期について聞き取り調査を行う鳥獣被害調査業務、また鳥獣害防止パトロールを行い、追い払い及び捕獲を行う鳥獣害防止パトロール及び追い払い業務、さらに、侵入防護柵などの管理や施工状況、鳥獣を寄せつけないための方策などをアドバイスする鳥獣被害防止アドバイスを、各猟友

会に委託して実施しているものでございます。

次に、防護対策でございます。まず、国の補助を活用し実施しております鳥獣被害防止総合対策事業です。これは、イノシシ及びシカ用の防護柵を設置する事業であります。この事業は、防護柵の資材を提供し、地元で設置していただくものであります。

2点目に、平成26年度から市単独の防護柵設置事業を創設し、個人で設置された防護柵に対し、補助金を交付しております。

以上のように、捕獲対策、防護対策を総合的に行っております。鳥獣被害対策には、先ほど申し上げましたとおり、市民の皆様方の御協力が必要です。今後も市民の御協力を得ながら、被害防止に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○6番（岡山 隆君） ありがとうございます。

結構この有害鳥獣に対するこの対応策、今ちょっと具体的に説明していただきまして、皆さんもある程度この有害鳥獣対策について、それなりにちゃんと対応してるなど。そういった国からの補助、そして市行政の対応ということで、着実に平成22年度の有害鳥獣の被害から、かなり被害が減少してきてるなど、そういうところの効果が出ているとは感じております。

しかし、今話の中で、平成26年と27年、このサルによるかみつきが40件、余りにもちょっと多過ぎるなど思ってます。それ以外のところは、かなり防護策とかいろんな対応で農産物の被害は確かに減ってきてるけど、私は一番大事なのは、今まで一番欠けていた点というのは、やっぱりサルによる人のかみついで被害が多く発生してるのが、私は一番重要な対応策をちゃんとやっていかなくちゃならない、このように思っているわけです。

今初めて40件と聞きまして、かなり多いなど。今回は、サルの2年前からのかみついで、人によっては十数針を縫うという、こういう非常に大変な重い、けがをされたという、こういった事案を聞いておりますし、だからこそ今後、今サルの囲い網式によって、ちゃんと集団のものを捕獲していくことも大事ですし、特にはぐれザルがやっぱり町場に来てかみついている。ここが一番大きな、私は問題ではないかと思っております。



それで、今回その近隣に来たところのものについては、縦あみをちゃんとやって捕獲できるかどうか、それ以外にかみつきサルを捕獲するためにどう、より具体的にそのサルを捕獲できるのかどうか、この辺の対応策について、もう少し具体的にお話ししていただけますかね。こういったけが人が出ないようにする対応策、今以上にできるそういった対応策について説明願います。

○議長（荒山光広君） 志賀農林課長。

○建設経済部農林課長（志賀雅彦君） 岡山議員の再質問にお答えをいたします。

先ほどお答えいたしましたように、サルの捕獲につきましては、わなによる捕獲、また銃による捕獲、2種類がありますが、人的被害が多いものにつきましては、先ほども御説明申し上げましたとおり、民家があるということで銃による捕獲は禁止をされておりますため、わなによる捕獲しかできないということになります。

先ほど議員もおっしゃられました大型の囲いわなは、先ほども申し上げましたが、結構捕獲実績が上がっておりますので、農林課といたしましては、この大型捕獲わなに期待を寄せているところです。

それと、被害防止という観点から、先ほど申しましたようにモンキードッグを昨年度の事業で育成をし、4頭を認定しております。そのモンキードッグにも御協力をいただいて、被害防止に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○6番（岡山 隆君） 本当はいろいろとまだ再質問もあるんですけども、次にいかなないとちょっと時間がないので、いずれにしても、今回かみつきによって十数針縫われたと、かなりけがをされた方に対して、今後はやっぱし行政としての管理といいますかね、そういったところを強化して被害がないのは大事ですけども、今回を被害を受けてかみつかれされた方に関して、それは自己責任やからってという部分もありますけれども、今後はこれらに対しても何らかの治療費の面での是正措置っていうか、そういったものが何かあるのかどうか、そういったことも検討していく一つの要素もあるのかなと、このように思っておりますので、これはあくまで要望だけでありますので、御検討のほうもよろしくお願い申し上げたいと思います。

それから、次に有害鳥獣捕獲管理と、この狩猟者担い手確保についてです。

平成27年度資料なんですけれども、この猟銃、わな免許者の狩猟会の年齢構成は、美祢猟友会と美秋猟友会2つ分かれて、美祢のほうが105人、そして美秋猟友会は121人、合わせて226人が今おられて、こういった担い手確保におけるいろんなわなの免許取得のために頑張っておられて、それで担い手確保におけるわな免許取得のため、市が5,200円の補助をしておりますし、県も1万5,000円の補助もあるわけですね。

そういうわな免許の取得経費は総額4万5,000円かかって、自己負担は約2万5,000円。それで、猟銃免許取得経費は15万2,000円かかりますので、市の補助が5,200円と、県が6,700円ですので、自己負担は8万円です。ということで、猟銃の免許取得は8万円、実際手出しがそれだけかかるわけですね。

そこまでとってかかって、なかなか猟銃の免許取得する方も、実際見ても、この美祢市全体見ても、わなと猟銃を見ても、今ほんと100人程度しかおられないんですね。

それで、今後狩猟者が高齢化、そして減少する中で、捕獲の新たな担い手を確保するために、その政策や狩猟者の負担軽減がやっぱ求められるわけですね。それで、今後さっき言いました捕獲が難しいこういったはぐれザルを捕獲するために、狩猟者講師による捕獲技術の向上への講習会並びに担い手確保の補助率を上げることが、私は非常に大事と思ってます。

はぐれザル、普通の集団で動いたやつは、ばっと網でかかったりしますが、はぐれザルっちゅうのは一匹ザルですから、なかなかかからない。それをつかまえる狩猟者の熟練経験したっちゅう中におってんです、講師が。そういった人の講師をしっかりと狩猟者のメンバーに捕獲技術を向上させるための講習を行っていく。これもただじゃないですから、そういった方に講習料も払わなくちゃならないんですね。

じゃないと、私はそういったとこで技術力を上げていかないと、いつまでたってもこの美祢市も今あったように、2年間で40件、大体年平均20件程度起こってる、これをちゃんと手を打っていくためには、こういった有害鳥獣捕獲管理等所有者のこの担い手確保に、私はつながっていくと思ってます。

だから、今後そういった狩猟者のこういった捕獲技術の向上への講習に対して、

補助率をしっかりと充てがっていき、こういったお考えがあるかどうか、この辺についてお尋ねしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（荒山光広君） 西田建設経済部長。

○建設経済部長（西田良平君） 有害鳥獣捕獲管理と狩猟者の担い手確保についてであります。

先ほど申し上げましたように、被害を最小限にとどめる方法には、捕獲による個体数を減少させることと、また侵入防護柵等を設置し、鳥獣の被害を防ぐことなどがありますが、一番効果が期待できるのは、捕獲による個体数を減少させることだというふうに考えております。

議員御承知のとおり、平成27年度の2つの猟友会の会員数は、合計226人です。平成16年度の2つの猟友会の会員数は、合計268人でありました。この約10年間で、猟友会会員は42名減少しております。

また、現在の猟友会会員の平均年齢は約66歳と高齢化も進んでおります。このような事態に対応するため、県の対応としては、狩猟免許取得後に、狩猟者登録をした方に、銃猟免許については6万7,000円、――先ほど岡山議員6,700円と勘違いされて言われたと思いますけど、6万7,000円でございます。それから、わな免許については1万5,000円を助成する制度を設けております。

さらに、きめ細やかな対応といたしまして、本市では平成23年度は狩猟免許試験受験手数料の半額の2,600円、また、平成24年度からは全額の5,200円を補助し、狩猟免許取得者の増加を促進をしております。

また、今年度は猟友会に有害鳥獣捕獲時に必要なデジタル簡易無線局の端末を、美祢市有害鳥獣被害防止対策協議会が県及び市の補助金を活用し、50台購入し、猟友会に貸与して活用していただき、負担軽減に努めているところであります。

議員御提案の狩猟者の負担軽減策につきましては、さらに狩猟者の御意見をお伺いし、検討してまいりたいと考えております。

次に、捕獲技術向上のための講習についてでございますが、山口県、それから一般社団法人山口県猟友会及び一般社団法人大日本猟友会におかれまして、さまざまな講習会を開催されていらっしゃいますので、狩猟者の積極的な参加を我々も呼びかけていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○6番（岡山 隆君） ありがとうございます。

ちょっと時間ありませんので、今後ともこういった有害鳥獣に関しまして、農産物の被害も当然ですけれども、特に人への被害が減少していくように、しっかりとこの猟友会の方々の技術の伝承で、特にはぐれザルをつかまえるような、こういったところの対応策をしっかりと推し進めていって、人への危害がなくなるよう、しっかりと詰めていただきたい、このように要望するところでございます。

それでは、また続きまして、安全・安心のまちづくりのための対応策に関してです。

皆さんも御存じのように、美祢市内には今にも崩壊しそうな廃屋、倒壊している空き家が多く見られており、何とかしないといけないという、そのように感じられておられる方も多いと思います。

現在、今にも倒壊しそうな空き家が、両隣の住居人や住民に危害を与えそうな、危険が迫った空き家が秋芳町嘉万の町筋、市道沿いにあります。崩壊しそうなこの空き家を挟んで、20センチ程度しか両隣と離れていないこの両隣には住居人がいますし、小学生の通学路であり、すぐ近くがこの集合場所ともなっているわけですね。

それで、実際崩壊しそうなまず家屋の写真を見ていただきたいと思っておるわけでございます。

濟いませぬ。そういったことで、これが今説明しましたこの嘉万地域における倒壊しそうな廃屋ということで、住居人の方も長年悩んで、苦しまれて、どのようにしていったらこういった廃屋が何とか自分たちがけがをする前に、この家屋を崩していただけるのであろうかと、こういった深刻な相談もあるわけでございます。

それで、ここの地権者、当然そこにおられてお金もあれば、当然この廃屋を崩されるわけでございますけれども、こういう形、この美祢市には本当に倒壊しそうな1軒だけあって、崩れそうになっても、人に危害がなかったら別に問題ないんですよ、特にね。

だから、特にこういう周り近所に住んでる住居人がおる。もしこれが台風とか風が吹いて壊れたときには、非常に窓枠が飛んで、そこ小学生もしけがしたらいけない。家は両隣被害があっちゃいけない、こういったところ非常に心配されている、こ

ういった危険廃屋、美東町にもありますね、小学生の通学路、あるんです。一番今まで私が見た中で、一番この部分が危険ということを私は感じたわけです。

それで、こういったところのものを座して瞑想にふけていてはいけないということで、宇部市ではこの二、三日前に新聞に出てました。

宇部市では空き家を放置すれば倒壊など著しい保安上危険である恐れがあると判断して、この5月には特別措置法に基づく特定空き家に指定、広報や市役所掲示板、ホームページで事前広告して、解体撤去に向けた準備をしてきたと。そして、5月24日には重機を使って建物を解体、瓦れきの撤去も進めているわけですね。費用は265万円、相続人がいないため、——大抵がそうなんです。相続人がいないため、現在はこの相続財産管理の選任手続が進められているが、費用の回収は困難と見られています。

美祢の場合、全くそうなんです。地権者がよその県に行って払う能力もないし、そういう状況。全部皆廃屋で倒壊しそうな家、迷惑をかけそうなそういったところの家っちゃ、みんなそうなんです。払う能力がない。市がだから代執行しても、この260万円は市民の税金で、結局返ってこない可能性があるんですね。

だから、どうするんか。だから特に宇部市では特定空き家に指定したのは初めてで、今回初めてだったと。そして、火災で倒壊の危険性が増して周囲に迷惑がかかる可能性があるかと判断して、略式代執行を行ったと経緯を宇部市では説明してるわけですね。宇部市では行動を起こしたんですよ。

年々増加するこういった危険廃屋対策について、まず一番危険性の高い、一番率の高いこのところを、まず代執行をして、一番危険性、緊急性があるところをしっかりと、宇部市と同じような対応を私はするべきであると考えておりますけれども、どのような考え方であるか、お尋ねしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 岡山議員の安全・安心のまちづくりのための対応策に関しての御質問にお答えいたします。

年々増加する危険廃屋への対策についてであります。先ほど猶野議員の一般質問でもお答えいたしましたとおり、空き家等対策の推進に関する特別措置法第5条第1項に基づき、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための基本指針に即した本市における空き家等対策計画並びに専門家などの第三者を含めた実施

に関する協議を行うための協議会の組織化につきましては、策定する方向で検討しており、本年度予算にも協議会設置に伴う費用を計上しているところであります。

また、老朽危険空き家は、所有者等が修繕・除却等を行い、空き家の危険性を除去することが原則となりますので、本市におきましては、まずは所有者等への指導を行い、所有者等による対応を促すことを基本としております。

従いまして、議員御指摘のような住人や住居に被害を与えそうな危険廃屋につきましては、周辺に危険を及ぼし、緊急に危険性を除去する必要がある場合や、所有者等に危険除去の対応を促しても、何らかの理由で対応が困難な場合も想定されることから、こうした場合には市民の安全・安心の観点から、市において注意喚起を促すバリケード設置等の対策を講じる必要があると考えております。

また、所有者が特定され、特定空き家の解体を望まれているが、その資金が捻出できないケースもあろうかと思われませんが、この場合、同様に地域の安全・安心の確保の観点から、市の支援も視野に入れて今後検討してまいりたいと思います。

いずれにいたしても、このような事態が今後も続くことから、所有者等に自発的な適正管理を促すとともに、NPO、自治会等により空き家を定期的に見回って外観等をチェックするなど、地域と連携して状況に応じた対策が必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○6番（岡山 隆君） 実際、こういった廃屋、地権者、ほとんどこの宇部市も265万ですか、市が代執行して経費がかかりましたけれども、本人が相続人がいないとか、ほとんどが9割以上が、もう支払い能力はありません。そのように思っておられたほうが、私はいいと思っております。

それで、今この特別措置法第6条、7条、こういった協議会の設置、しっかりと今後進めていくということでありまして、安心しているわけでありまして、もういち早くこれを専門家も入れて、しっかりとそういった危険を除去するために市の税金を投入してもいいかどうか、しっかりとその辺の説明責任が果たせるような、そういった協議会を進めて、こういった代執行ができるような体制、危険を除去するような安全・安心のこういったまちづくりを、私は新市長の中、しっかりと推し進めていただきたいと、このように思っております。

特に、この写真見てそれで待っちゃったら、もう崩れてしまうんです。来年協議会立ち上げても、実際崩してもらったら来年、再来年、それまでに倒れますよ、これ。そして、また台風が秋に来れば、見てわかるように窓枠何も措置してないです。確かにバリケードはありますよ、入れないように。

これ実際に窓枠、このまま市も放置しちよったら、小学生はここ通りますよ。市民も通ります。この窓枠とか、このガラスを除けるなり何かしないと、これもしけが人が出る可能性があります。だから、そういった面で今後窓枠、その板を打って窓枠が飛ばないようにするんかどうか、またけがをした場合には、地権者に払うこういった地権者は支払い能力ないんですから、それは美祢市が代償を、けがをされた方にその支払いを見ていくんかどうか、この辺について再質問します。

○議長（荒山光広君） 西田建設経済部長。

○建設経済部長（西田良平君） 岡山議員の再質問にお答えいたします。

事例を挙げられましてお示しをされましたが、廃屋が隣家に損害を及ぼした場合、市の責任がどうなのか。また、市のほうで支払うのかということ。

それから、今後台風等が自然現象により、台風などによって一部部材が登下校の児童・生徒等に当たった場合の賠償等はどうなるのかという御質問だと思います。

このことにつきましては、原因者と被害者という立場が一般市民、つまり民・民と一般的に言いますが、そういうことをございますので、基本的な考え方といたしましては、民法の717条の範疇になるのではなかろうかというふうに考えております。

これは、個人が所有する工作物の瑕疵、つまり欠陥があることによって他人に損害を与えた場合、被害者に対して賠償しなければならないというものでございます。

また、特措法の第3条の中にも、所有者は周辺環境に悪影響を及ぼさないよう、適切な管理に努めるものとするということをございまして、先ほど市長のほうの答弁にもございましたが、第一義的には、所有者がみずからの責任により対応するということが前提にあります。

このことから、先ほど1点目といたしますか、隣接する方への損害といたしますか、これにつきましては、責任の所在は原因者ということになりますので、市に対する責任といたしますか、これが及ぶのかということであれば、その辺は責任はないものであるというふうに民法上は理解するものでございます。

損害に対する賠償責任というのは原因者でありまして、つまり廃屋の責任者ということになるかというふうに思います。

それから、2点目の通学路という前提で考えた場合なんですけども、その場合には、今ちょっと明確にはお答えできませんですけど、だからこそ注意喚起であったりとか、我々の責務といたしまして注意喚起、あるいはバリケードの設置というようなことを進めていくということ。

それから、今年度中に協議会を発足、設立いたしますので、猶野議員等の御質問にもございましたように、空き家というものは危険なもの、環境上問題があるもの、衛生上問題があるもの、防災上問題があるもの等、いろいろな区分けができると思います。その中から特定空き家ということで認定した場合に、どこを優先的にそういう最終的には代執行という形になるかと思いますが、どういうふうな優先順位をつけながら、そういうものに及んでいくかということ、今後協議しなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○6番（岡山 隆君） ありがとうございます。

こういった一般質問をしないと、多分こういった廃屋が崩壊しそうな分については、そのままずるずる私はいくと思ったから、今回こういった質問をさせていただきました。どうかしっかりと今後こういった地権者に当然の責任はあるものの、そういった能力がないちゅうことですので、特に通学路でもあるし、この写真、この窓枠等非常に危険なもの、当面今迫ってるわけですね。それに対して市は地権者、そういったあれじゃないか、どうしようもできませんちゅう答えですよ。

だから、そういった危険があるから、どうこれを行政として何らかの手が打てるんですか。だから、当面バリケードをそこさせてますよね。それは大事なこと。

そしたら、今度は家なかなかガラスが飛ばないように板張りすることも大事かわかんけど、これも地権者の許可がないとできんし、市としてもできない部分。なかなか難しい部分がありますけれども、やっぱり危険ちゅう人の危害が起こらないように、危険をしっかりと除去するためのこういった対応を、もう時間がないですから、次は質問がありますから、今後はしっかりとこの窓枠が飛ばないように、こういった飛んでけがをしないように、こういった対応策をしっかりと今後考えてい



ただきたいことをお願いを申し上げまして、この質問は終わります。

そして、次に、この降下ばいじん集積デポジット施設等の安全管理体制についてです。

降下ばいじん集積器（デポジットゲージ）の設置は、施設の全体部が鉄塔であり、市内27カ所に設置されていると聞いております。設置後数十年経過している古い施設もあります。私の住んでいる伊佐町のこの降下ばいじん集積器、この設置施設の一例を挙げてみますと、この鉄塔と基礎部分を接合するボルトの腐食、長年のこの周辺の土地の流出によって、基礎部分が露出してるわけですね、このセメンが。

それで、鉄塔と基礎部分を接合するボルトの腐食、長年の基礎周辺の土地の流出によって、大型の台風が50メートル以上と、そんな強い台風が来れば、この高さ6メートルぐらいの鉄塔が倒れて、住居を直撃して住民に危害を加えかねないこういった施設等もあります。

その例、これです。こうした施設を今後もそのまま放置しておけば、安全・安心のまちづくりを行っているとは言えないと思います。安全確保のために、早急な対応をお願いしたいと思っております。

また、この他の26カ所の施設については、降下ばいじん集積器（デポジットゲージ）の設置施設の安全点検表を作成して、点検項目をきちっとやったという記録を残して、管理者がチェックしていくなどの安全管理体制というものは、ちゃんと確保されているのでしょうか。この点について質問いたします。

○議長（荒山光広君） 三浦市民福祉部長。

○市民福祉部長（三浦洋介君） それでは、降下ばいじん集積器（デポジットゲージ）設置施設の安全管理体制についての御質問にお答えいたします。

まず、降下ばいじん集積器、またはデポジットゲージという装置について御説明いたします。

これは、工場の煙突や鉱山から排出されるばいじんが、どれくらい地面に落ちているかを測定するため、雨水を樹脂製のタンクにためる装置のことであります。この集めた雨水を分析し、雨水に溶け込んだばいじんの量を測定することで、設置した箇所の降下ばいじんの量を図ることができます。

美祢市では、昭和38年12月に、降下ばいじん集積器設置施設を、美祢地域内の15カ所に設け、それ以来数回の増設を経て、平成8年7月に設置箇所を27カ

所として今日に至っており、毎月伊佐町、大嶺町を中心とする全ての箇所で雨水をためた容器を回収しております。

さて、この降下ばいじん集積器を置いている施設は、コンクリート製の基礎の上に鉄製のタワーを建て、このタワーの上部に当該集積器を設置したものであり、タワー頂上部は地上から6メートル前後の高さとなっております。

岡山議員の御質問は、伊佐町の降下ばいじん集積器設置施設の一つについては、大型の台風が来れば倒壊し、隣接する民家を損傷する危険があるのではないかとの御質問でございます。

この施設については、先月担当課及び土木建設関係の事業所による点検を行ったところ、タワーと基礎の接合部分や、コンクリートの基礎等の腐食はないため、当面は台風による倒壊の心配もないと判断しております。

しかしながら、想定外の天災でタワーが倒壊した場合、隣接する民家の2階部分を直撃する可能性があること、また、当該施設が平坦な地面ではなく、他ののり面に設けられているというほかの26カ所にはない特殊な状況があり、この施設に隣接してお住まいの方の御不安も無理のないことと感じております。

幸いなことに、近くに農地法等の制限を受けることがない土地で、代替施設を設置することが可能な土地を御提供いただける見込みもございますので、美祢市の環境維持のためのデータ測定に関し、今後も快く地域の方に御協力を続けてもらえるよう、議員御指摘の施設につきましては、撤去及び代替地への施設新設の方向で進めたいと考えております。

次に、残りの26施設については、本当に大丈夫であるかとの御質問でございます。

担当課の職員が毎月のタンク回収時に、当該施設のさびや腐食の状況、ボルトのゆるみ等の状況を確認し、補修の優先順位をつけ、毎年必要な修繕を行ってきておりますので、現時点では施設の安全性の確保については、問題はないと考えております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○6番（岡山 隆君） ありがとうございます。

特に、非常にいろんなさまざまな条件があったときに、想定外の形で鉄塔が崩れ

るようなことがあってはいけないということで、今後早急に対応されるということ  
を聞きまして、安心しました。

それで、しっかりとこのデポジットですけど、大気汚染防止条例か何かあるかよ  
うわかりませんが、本当にこの6メートルも高さはあれないといけんのかな  
って、もう下の雨がはじいて、それにデポジットにそういった泥が入っちゃいけん  
ことですけど、あんなになんか2メートルぐらいでええんじゃないかと思うんやけ  
ど、何かその辺ちょっと調べられて、そこの高さまで6メートルもせんにゃいけん  
のか、ちょっと調べていただきたいと思ってます。

それで、点検は大事と思うんですよ。私も場所に行って、上の集積デポジット器  
の上がって、もうへりが腐食してさびてるんです。あのデポジットは、20キロ、  
30キロ水が入って、抱えたときにドスンって落ちる可能性が場所によってはあり  
ますよ。私見ましたから。

そういうところの点検をきちんと安全管理をチェック表、それちゃんとあと先に  
つけて、それから管理者がチェックして、そういったところが危ないと思うたら、  
対応をちゃんとしていけばいいと思ってますよ。

だから、今後しっかりとそういったことを上に上がったところも結構腐食してま  
す、はい。そういったところをよう点検して、その作業も危険が及ばないような、  
こういったところの目配り、気配りもしていくことが重要でありますので、こうい  
った対応も要望としてお願いを申し上げます。

それから、もう時間がない。最後の質問ですね、いきます。

美祢市桜山総合公園の環境整備に関してです。

桜山総合公園は、日本ジオパークのジオサイトにはこれなっておりませんが、  
美祢市の観光スポットの一つとして位置づけられております。桜山総合公園の  
展望台からは、荘厳な伊佐セメント工場の露天掘りの採掘場が一望できますし、反  
対側の瀬戸内海側では、宇部市等の工業地帯を眺望もできます。非常にそこに行け  
ば、ストレスが解消するところとなると思っておりますし、総合観光部では営業活  
動として、この美祢市の観光ルートの一スポットとして紹介はしてるんです。

それで、6月上旬に久しぶりにこの桜山総合公園に私行ってみました。駐車場か  
ら展望台に行くまでのこの通路は、草がぼうぼうと生えていて、周りの雑木が伸び  
て薄暗く、何となく怖さを感じるような感じでもありました。

展望台に登って、この伊佐セメント工場の露天掘り場を眺望しましたけれども、全体が見えなくて、このわくわく感というものがちょっと減少したかなという思いもありました。これでは、美祢市の観光スポットの一つとして位置づけられるものではないとも感じましたし、逆に恥ずかしいとも感じました。

今後、駐車場から展望台までのルートにおいては、この歩道通路から草が生い茂らないように、通路をブロックごとの形ではめてますから、その間から草がぼうぼう生えているんです。だから、できればその草が間から入らないように、この歩道通路上に着色の舗装をばあーっと施して、この通路両サイドの雑木も、この3メートルぐらいの高さまで切ってということも、私は重要ではないかと思っております。

さらに、この展望台から採掘場全体が眺望できるように、その雑木も3メートルぐらいに切れば、しっかりと眺望もできると思っております。

今、今後浅見光彦ミステリースペシャル、この23の書き下ろしコミックの「汚れちまった道」って本を皆さん買っておられた方も多いですけれども、その原作が内田康夫さんで、作画はこの美祢市のふるさと交流大使の苑場凌さんですよね。渋谷巧さんですけれども、この漫画は、この「汚れちまった道」の漫画の中に、この美祢の桜山総合公園の展望台を中心に、ミステリー事件が展開されて、約30ページ近くにわたってこの美祢市の展望台が、桜山これ描かれてるんです。見られた方多いと思いますけれども。

このコミック漫画がもし「汚れちまった道」がテレビ放映されるようなことになれば、多くの方がこの美祢の桜山総合公園に、この展望台に訪れる可能性もありますし、そうでなくても、この環境整備を私はしっかりと行っていく必要があると思っております。

美祢市のこの観光スポットとして、桜山総合公園をどのように環境整備をしっかりと進めていこうとしているか、これちょっと市長、この辺についてこの対応をどのようにされるか、考え方をお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 岡山議員の観光スポットとしての位置づけと環境整備について、お答えいたします。

美祢市桜山総合公園の環境整備に関しての御質問にお答えします。

観光スポットとしての位置づけと環境整備についてであります。桜山総合公園

は標高456メートルの自然公園で、山頂にある展望台からは本市のまち並みはもちろん、瀬戸内海まで360度の大パノラマを楽しめ、その景観はまさに圧巻であります。

また、散策路を縦横に設け、公園やキャンプ場もあり、小中学校並びに高等学校の生徒がハイキングを楽しむなど、年間を通じて市民の憩いの場として利用されている公園であります。

なお、併設して整備されている桜山森林公園では、恵まれた自然を生かしたレクリエーションの拠点としても活用されております。

桜山総合公園の維持管理につきましては、市職員による日常点検のほか、公園、トイレ清掃業務をシルバー人材センターに委託して管理しているところであります。

しかしながら、約13ヘクタールと広大な敷地面積を持つ自然公園でありますので、どうしても管理が行き届かない面があるのが現状でございます。

議員より御指摘をいただいたことについてでございますが、散策道の維持管理につきましては、駐車場と展望台を結ぶ重要な道となりますので、歩きやすいように草刈りや枝の伐採を実施してまいります。

また、展望台からの眺望につきましては、昨年9月議会の一般質問の中で、竹岡議員からありましたが、年次的、計画的に眺望を遮る枝の伐採を実施するようにいたしております。

先ほど申し上げましたとおり、桜山総合公園は管理面積が広いため、限られた予算の範囲内で優先順位をつけながら、計画的に公園内の間伐や除伐、枝打ちといった手入れを行い、自然の恵みを生かした環境整備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○6番（岡山 隆君） ありがとうございます。

桜山総合公園におきましては、もう全体をしっかりと経費かけてやれば、かなりのお金がかかりますし、なかなか私は難しいと思っております。そういう面で時系列的にしっかりと進めていく、今市長の考え方もありますし、それをしっかりと進めていっていただきたい。

同時に、まず今申し上げました駐車場から展望台まで上がる場所、これについ

では、もう早急にこの舗装をきちんと整備して展望台まで行ける、これは私はどんなことがあっても、早く手を打っていかなくちゃならない、こういった事案であると思っております。

どうか今後ともこの駐車場から、桜山のこの展望台までのルートをいち早く環境整備していただき、トイレも当然今されてますけれども、しっかりとこういった環境整備を、一つの観光スポットとして恥ずかしくない、こういった整備をしっかりと進めていただきたい、このように要望を申し上げまして、私の一般――、ちょうど時間となりましたので、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（荒山光広君） この際、3時30分まで休憩をいたします。

午後3時17分休憩

-----  
午後3時30分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

末永義美議員。

〔末永義美君 発言席に着く〕

○1番（末永義美君） こんにちは。無所属新人の末永です。私は、この春の一般選挙で市民の皆様の御支援を賜り、今ここに登壇することができました。一市民として、そして、議員として、このチャンス、一般質問、精いっぱい頑張りますので、よろしく願い申し上げます。

ここに通告に従い、順次一般質問を行う前に、この本会議場にいらっしゃる皆様、そして市民の皆様一言申し上げたいことがございます。今、すごく緊張してまして、その緊張を解くためにも申し上げます。

実は、私、言葉を発する際に吃音の症状といいますか、どもってしまうハンデがあります。これからの発言や議員活動で、皆様にとって聞きづらい、またはわかりづらいという点が多々あるかと思えます。その際には、どうか御厚情賜り、御理解等賜りますように、どうぞよろしくお願い申し上げます。

では、初めに、子ども子育て環境の整備・充実について質問をいたします。

今、日本社会の変貌とともに、地方、この本市におきましても、大きな変革期を

迎えています。とりわけ、少子高齢化は小中規模自治体の存亡を危惧するほどのものであり、若者や子育て世帯の人口流出と地域衰退をどう食い止められるかが問われています。これからの持続性ある生活、自治基盤の強化を実現するために、また、観光、産業振興のためにも、その民力、人材力にもなり得る定住人口の安定と拡大を実現しなくてはなりません。

美祢市においても、教育と医療、介護、福祉事業の縮小や先送りをせずに、今こそ、不要不急な事業や支出を見直し、まずは子ども子育て世帯と高齢者の生活応援に特化した重点政策を実現することが最重要課題だと確信しています。この点で、新しく市長になられた西岡市長に対して、どのようなお考えがあるか、お示してください。よろしくお願いします。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 末永議員の御質問にお答えいたします。

今、子育て支援、また教育環境を充実する、どのようなお考えがあるかという御質問だというふうに思っておりますけれども、今、末永議員言われたとおり、少子高齢化の波がこの本市も大きく波に覆われているということでございます。

そうした中で、やはり、子育て世帯がこの地域にいかに住んでいただけるか、そして、この子育て世帯をいかに応援していけるか、それが問われているだろうというふうに思っております。そうした中、きめ細やかな子育て支援策、そして、子育てをしておられる御家庭に対して、きめ細やかな手を差し伸べるといいますか、施策が必要だというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 末永議員。

○1番（末永義美君） では、再質問ですけど、私の提案にもなるんですけど、提言にもなるんですけども、特にあったらいいなど、助かるなというような住民ニーズの高い乳幼児健康支援事業である病児病後児保育の早期実現が求められています。

現在、子育て世帯の生活が不安定になりがちで、実家や親戚に子育ての応援をお願いしづらいケースが非常に増してきており、また、非正規雇用、共働きが一般化しており、低賃金、夜勤など、就労環境とその実態が多様化しつつあります。いずれの場合も、子供の急な病気の際に対応が困難になっている親、その家庭がふえてきています。その点、本市においては、病児病後児保育について、約8年、10年

ぐらいも前から、さまざまな協議が行われてきたようにお聞きしていますが、残念ながら、いまだ何も実現されていません。そこで、この病児保育という子育て支援を子育て事業へと何とか格上げし、早期の実現を賜りたいと考えておりますが、その点で、これまでの今日まで、それが実現できなかった経緯と問題点、さらに今後の見通しをお聞きします。よろしく申し上げます。

○議長（荒山光広君） 三浦市民福祉部長。

○市民福祉部長（三浦洋介君） それでは、末永議員の子ども子育て支援における病児保育についての御質問にお答えをいたします。

保育を必要とする乳幼児、あるいは小学校に就学している児童が疾病にかかった際、保護者の方が勤務等の理由により家庭において保育ができない場合に、看護師や保育士などの専門職員が一時的に親にかわって保育を行うことを病児保育と申しております。

専用施設等を設置して行う施設型や自宅で行う訪問型といった方法がありますが、美祢市においては、現在、議員御指摘のとおり実施をしておりません。

本件については、昨年から事業実施を前提に検討してるところであり、本年度は具体的に関係機関等と協議を進めることとしております。実施にあたり、まずは児童の病態の変化等に的確に対応することや感染を防止するためにも、医療機関との連携が必要でございます。

次に、人材確保については、看護を担当する者として、看護師、准看護師、保健師、助産師のいずれかの者、また、保育環境の整備から保育士が必要となりますが、医療機関や保育機関等、いずれの既存の事業においても人材不足が課題であります。

さらに本事業は、年間を通して、ある一定の利用が見込まれるものではなく、風邪引きなどによる冬場の時期のニーズが一時的に多くなる傾向にあるなどから、職員体制もニーズに応じて流動的になることが想定され、このことから人材確保が困難となる要因となっております。

次に、設置場所につきましては、病院や診療所、保育所等が想定されますが、医療機関との連携を考慮した場合には、やはり、病院や診療所への併設等が望ましいと考えております。

一方、市外へ通勤されている方もいらっしゃいます。この場合、利便性を考慮しますと、他の自治体が設置されている病児保育施設を利用できるよう自治体間で協



定を締結する方法もごございます。

本市は面積も広く、エリアによって、ニーズも異なりますので、事業の実施方法につきましても、安全性はもちろん利便性、効率性の面からも検討し、きめ細やかに子育て環境を整備していきたいと考えております。

まずは、市内の医療機関と具体的に協議を行い、市内に設置できるよう進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 末永議員。

○1番（末永義美君） 大変に前向きな御意見でよろしいかと思いますが、実は、私、ここの美祢の出身ではなくて、母親がこの出身であります関係上、昔からいましたけど、平成元年にこちらに来たときに、小児科が欲しい、婦人科が欲しいという声がたくさんあって、そして、もう一度、平成14年、15年にこちらへ帰ってきたときも、まだ、なかった。そして、私が住んでいた東京都狛江市や調布、府中というのは、こういう福祉の分野がとても発達してる地域であり、それが反面教師で、美祢の福祉行政がとてもおくられているように思っていたことが記憶にありまして、そんな動きでも、今、ちょうど私の身の回りで、美祢市内における個人の開業医さん、そして、今、別件の訪問看護をされているような事業所がとても精力的な御意見があって、医師会を通してやってみたく。ただし、ネックが保育士さんの人材確保であると。そこには、シニアマンパワーとかいまして、高齢者のいろいろな経験がえられる方など、市民が一体となることができる方法がたくさんあるかと思っております。

そして、今、おっしゃられた中にも、遠方とか、広範囲でありますので、そのシステムの中にも訪問型の病後児保育のシステムあります。さまざまな課題もありますけども、方法もあります。そして、今、既に民間の市民の方の中にも、とってもやりたい、一緒に協力したいと言ってくださる方々がたくさんおられますので、ぜひ、早期に一般市民や専門家、または、その専門職の方々も含めて、議員のものを含めて、改めて前向きで積極的な協議会、これを早期に実現をお願いしたいんですが、その辺の御答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒山光広君） 三浦市民福祉部長。

○市民福祉部長（三浦洋介君） 末永議員の再質問にお答えをいたします。

議員御指摘のように、いろんな御提案をいただきました。これをもとに、担当課

も含めて協議会設置等も御提案をいただきましたので、設置の方向も考慮して、今後、具体的に進めていきたいと思っておりますので、また、末永議員のほうからも御提案をよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 末永議員。

○1番（末永義美君） ぜひとも、よろしくお願ひ申し上げます。私が新人ながらも、議会の中から議員提案をしてでも、1日も早く実現したいと思っております。

では、次に、子供の貧困対策についてお伺ひします。

よく、子供は宝という言葉を目にします。それは自分の子や自分の家庭の話だけではなく、人口減少に苦悩する本市の宝であり、美祢市の未来の可能性が託されていると思ひます。ところが、今の日本では、子供の6人に1人が貧困に悩み、子供の人格形成にまで悪い影響をもたらしかねないという現実があります。子供の日々の生活や将来が、子供が生まれ育った家庭環境の影響によって左右されることがあつてはなりません。従つて、この見えないようであるが実際は潜在的に様々な要因に及ぶ子供の貧困、または貧困になりかけているような現状が必ずこの本市の中にもいらつしゃると思ひます。この急速に進む貧困が子供の将来、そして、もしかしたら、この美祢市にとつても有力な民力や人材になるかもしれない子供たちの芽をどうしても摘むのではなく、守り、それを育てあげたいという気持ちがいっぱいござひます。

そこで、この今現在、就学援助を受けている家庭がどれくらい存在しているのか。また、実際の要支援保護児童・生徒数と準要支援保護児童・生徒数はどれくらいあるのかをお尋ね申し上げます。

そして、同時に、家庭の生活、そういう家庭に対しての生活困窮者自立支援事業の内容の周知はされているのかをお教えください。よろしくお願ひします。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 子供貧困対策についての御質問にお答えいたします。

子供貧困対策についてでございますが、近年、メディア等でも子供の貧困という言葉をよく耳にするようになりました。厚生労働省調査によりますと、子供の貧困率は、平成21年に15.7%であったものが、平成24年には16.3%と増加傾向になっており、18歳未満の子供の6人に1人、300万人余りが貧困状態に

あるとされています。また、生活保護世帯の高等学校等進学率は90.8%と全体の進学率98.6%と比較しても低い水準となっているのが現状であります。

国においては、子供たちの将来がその生まれ育った環境等に左右されてしまう場合が少なくない現状を鑑み、平成26年1月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行され、平成26年8月には子どもの貧困対策に関する大綱を策定されたところです。

山口県では、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進するため、平成27年7月に山口県子ども貧困対策推進計画を策定され、担当課長会議等で議論を深めるなど、各自治体との連携を強化されているところです。

本市では、現在、子供の貧困に特化した計画はございませんが、各関係機関等と連携を図り、個別対応をしているところであります。

国が策定された大綱あるいは県の計画に示された対策の四つの柱、すなわち、教育支援、生活支援、保護者の就労支援、そして経済的支援に分類して、本市の取り組みについて御説明いたします。

初めに、教育支援であります。義務教育学校である小中学校は、全ての子供が集う場であることから、学校を窓口とすることで、貧困の状況にある子供を見出し、生活支援や福祉制度等、必要な関係機関につなげるなど、早期対応が可能と考えております。

市教育委員会では、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を持つ、スクールソーシャルワーカーが家庭訪問を行うなどして、環境改善を図っており、適宜、児童相談所や市とも情報を共有し、貧困問題の総合的な対応に努めております。

また、学校教育による学力保障は無論、地域による学習支援として、コミュニティスクールによる地域と連携した学習支援の充実を図っており、さらに、公民館活動等と連携した体験型の放課後子ども教室を開催し、学力面だけでなく、健やかな心の成長を目指しております。

また、経済的に就学が困難な家庭に対し、就学援助費として、医療費、学用品費、給食費、修学旅行費等、学校生活に必要な様々な経費を援助しております。特に給食費については全額を補助しており、子供の食事、栄養状態の確保の一助となっております。また、美祢市奨学基金条例に基づき、高校生、高等専門学校、大学生に

対し、奨学金の貸し付けを行うことで、高等教育の機会を保障するよう努めております。

次に、生活支援、保護者の就労支援であります。生活保護の相談を初め、生活保護に陥らないように、その前段階で支援を行う、生活困窮者自立支援事業として、家計相談等の支援を行っております。

また、ひとり親家庭への支援として、宇部健康福祉センターやハローワーク宇部との連携した就労相談を初め、看護師や介護福祉士等の資格を取得する際の生活の負担軽減を図る手当、母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業や、キャリアアップのための教育訓練講座受講経費の一部補助を行う母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業を行っているところです。

最後に、経済的支援であります。ひとり親家庭に対し、児童扶養手当の支給、医療費の自己負担額の助成、保育料、児童クラブ保育料の減免を行っております。

また、県の事業である母子父子寡婦福祉資金貸付金の窓口として、母子・父子自立支援員を配置し、各種相談対応をしております。

以上、現在の子供の貧困対策に関する事業の実施状況を御説明いたしましたが、あらゆる相談に対応し、包括的な支援を行っているところです。とりわけ、ひとり親家庭は貧困につながるリスクを多数抱えていると考えておりますが、本市におけるひとり親世帯は、平成28年3月31日現在で235世帯ありますが、専門員による相談を利用した件数は76件にとどまっております。また、平成28年3月31日現在の生活保護世帯144世帯のうち、ひとり親世帯は9世帯、ひとり親にかかわらず、18歳未満のお子様がおられる世帯は12世帯であります。

子供の貧困対策は、虐待や不登校、非行といった問題行動につながるおそれもある重要な課題の一つと認識しております。そのため、本市における貧困の実態把握がまずは重要であり、調査を進めてまいりたいと考えております。実態を把握し、実情を踏まえ、支援ニーズに的確に対応できる施策を検証していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 末永議員。

○1番（末永義美君） 今の内容、私がこれから再質問しようと思ってたことがほとんど答えられていましたので、なかなか、うれしいような、何とも言えない状況で

ありますが、それにもう少し、じゃあ、加味しまして。

今、山口県においては、子ども貧困対策推進計画というものが策定されまして、この7日には、山口子育て連盟も子供の貧困対策の推進を事業に追加されました。このように、子供を守る支援体制づくりは着実に進んでいますが、その一方では、貧困状態というのが全国で深刻化を増し、特に解決が困難である母子家庭などのひとり親世帯の子供の現状です。何と貧困率は50%以上で、二人に一人以上がそういう状況に陥っています。多くの自治体ではさまざまな支援体制があると、そして、さっきの病児病後児保育と同じように、どうしても、その日に、今、この美祢市にとって一番必要なのは、まず定住人口の安定と拡大。そのためにも、まず子供が元気に育ってもらえるような地域にしたい。その前に、仕事があり、出会いがあり、そして結婚ができ、ここで赤ちゃんを子供を産もう、育てようと思ってもらえるような、まちづくりがまず大前提にあると思っております。

とりわけ、今、答弁にあった内容の中から、また、そこにはないものも含めて、ぜひ、ほかにはないけども、美祢発信の独自政策による美祢にしかない、住民が求める便利で質の高い生活環境や行政サービス、選択肢のある生活スタイルを提供できるような自治体づくりに特化した、そういう新しい美祢市づくりが求められていると考えております。

先ほどと重複しますけども、例えば、子供が育つ環境としましても、さきの議員さんもありましたけども、乳幼児の医療費の無償化、これをすぐに中学校3年生とかというまではいかなくても、やはり若い世代が、特に市内から、市外、県外へ行ってしまった、元美祢市民が子供や孫を連れて帰ってくるときに、また、美祢には縁がないけども、周辺の山口、小野田や宇部市に住居を構えようと思ってる若者世代が美祢もいいらしいよと、変わったよと、そして、美祢に来訪されて、ここで住んでみようかと思ってもらえるような、美祢発信の他市に負けないような新しい情報を提供できる、そういうまちづくりを議会からも、そして行政からも、そして民間からも、力を合わせて、今こそ実現するときではないかと思っております。

そこで、また、先ほどもちょっと話がありましたけども、私たちが当たり前にとっている食事についても、学校給食が唯一まともな食事という子供も存在しています。本市においても、食事がきちんととれない子供がどれぐらいいるのでしょうか。だとすれば、その人数を把握していらっしゃるのか、それもお聞きしたいところで

はあります。

また、全国で、これも、また、いろいろなマスメディアで最近出てきてきましたが、貧困や親の多忙などで、家庭の中で孤立しがちなさまざまな事情を抱える子供たちに対して、食事を提供する子ども食堂というものが各自治体で始まっています。ぜひ、この本市においても、まだ、そこまでではないだろうというお考えがあっても、私の家庭も、どの家庭も、いつぞや、その対象の子供やその家庭になりかねないような国の社会情勢があります。どうか、この子ども食堂というもの、そこに来れば、子供たちがみんなと一緒に御飯を食べれる。そして、御飯を食べるだけでなく、みんなが宿題や勉強もできる学習支援も行う子ども食堂が必要であり、市が中心になって民間と協議していくべきと考えています。

これに対しての本市の見解、先ほどの食事がとれないような状況にある、また、かもしれないというお子さんの数と含めて、この辺の見解を次に御回答よろしく申し上げます。

○議長（荒山光広君） 三浦市民福祉部長。

○市民福祉部長（三浦洋介君） 末永議員の御質問にお答えをいたします。

先ほどの市長の答弁の中にもございましたように、生活困窮者自立支援事業におきまして、家計等の相談の支援も行っておりますので、その中で、いろんな御相談をいただいております。月に五、六件程度の相談を毎月いただいておりますので、その中でいろんな相談事はございます。それを各課連携をいたしまして、安心して生活できる体制づくりということで、これまでやっておりますけれども、末永議員のおっしゃられた食堂につきましては、このあたりにつきましては、まだ、ちょっとこちらも把握しておりませんので、その設置等につきましても、今後、勉強し、検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 末永議員。

○1番（末永義美君） よくわかりました。このように、子供の貧困は、人格形成や、そして、さらに、その家庭内の虐待、不登校、学校嫌いというんですか、また、最後には非行など、さまざまな問題につながるおそれがあります。どの子供も、どの家庭も、いつ生活に困り、苦しむようになるかはわからない社会情勢等でもあります。もし、今はその実態数が少なくても、どんな困り事にもワンストップで応じ、

貧困や生活保護に至る前にですね、至る前に、その状況を何とか改善できるような支援体制がまず先だと考えております。

そのためにも、本市においても、周りの市町に負けないように、先ほど申しあげました独自のものとして、何とか、美祢に来れば、子供が守れる。美祢だったら、本当に子供を育てられる。そして、その子供が大きくなって、この美祢に学び、そして仕事を持ち、ここに住み続けようと思ってもらえるような、それはあのとき助けてもらったからだとか、今度は僕らが助けたいと思ってもらえるような大きな道徳観というか、人間性を持った新しい市民がこの美祢で、ずっと育ち、住んでくれるようなまちにしなければなりません。そのためにも、市民課や地域福祉課、そして教育委員会、学校と地域社会が一体となる支援が必要であると思います。どうか、この点につきましても、ここで美祢が一番と思ってもらえるようなまちの要因であるということを示せるような貧困対策の、貧困対策になる前の対策も含めて、市民にとって優しい自治体、まちづくりのほうをよろしくお願い申し上げます。

続いて、これは市長の所信表明の中にあつた言葉をちょっと引用して御質問にかえさせてもらいましたが、美祢市版のC C R C構想の考え方についてです。C C R C構想と申しましても、私自身がまだまだ全てを学習しきっておりませんので、質問の内容が不安定になるかと思えますけど、よろしくお願い申し上げます。

このC C R C構想の理念に基づくものが本市における生涯活躍のまち構想であると認識していますが、市長がお考えになっている新しいまちづくり、自治体づくりの夢と実際の方針を教えてください。そして、その中で、特によく使われている、また既に決まっている事業計画の継承や、新たに見直す、チェンジすると考えた政策があれば、西岡カラーというものを含めて、目玉になるような政策があれば、ぜひ、一緒に教えてください。よろしく申し上げます。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 末永議員の御質問にお答えいたします。

本市の少子高齢化が進む中、住民が共生するまちづくりの具現化は最重要課題の一つであります。老若男女、障害のあるなしにかかわらず、交流や共助の推進により、それぞれに活躍の場を生み出し、一人ひとりが必要とされ、能力が発揮できる環境づくりが必要と考えております。

子育て環境では、核家族の進行により、親子の地域とのコミュニケーションの希

薄化が進み、子育てに対する不安や孤独を感じている方が少なくありません。この対策として、地域ぐるみで子育てをするという発想から、子育てというキーワードで地域をつなげていく仕組みをそれぞれの地域力を生かした、今の時代に合ったコミュニティの構築を推進することにより、住民が共生するまちづくりを目指しております。

また、CCRCということで御質問がございました。

本市では、昨年10月に策定いたしました、美祢市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、生涯活躍のまちの形成に取り組むこととしており、有識者による3回の審議を経て、今年5月に美祢市生涯活躍のまち構想を策定したところであります。

この中で、居住環境の提供、多世代の交流、ボランティアなどの生きがいを通じ、健康なときから介護が必要になっても一生涯安心して生活を送ることができる市全域を対象とした、生涯活躍のまち美祢市を目指すとしたところであります。

さらに、高齢者などを継続的に地域で見守っていくための地域ケア力の向上を図るとともに、地域特性を生かした健康づくりや就労、社会生活、生涯学習などを通じて、安心して自分らしい生活ができる環境を整えていくこととしております。そして、そのような環境に新たな移住者が加わり、地域住民との交流を深め、ともに生きがいを持ち、心豊かな生活を送ることができる美祢市にしていきたいと思いますと考えております。

今後は、地域再生計画の策定とともに、構想の実現に向けて具体的に取り組むべき事項を記載した、生涯活躍のまち形成事業計画の策定に向けて取り組むこととしております。

併せて、市内医療機関等勤務により奨学金の返還を免除する看護師奨学金給付事業や、市内事業所との協定締結を通じた認知症等高齢者徘徊見守りSOSネットワーク事業を初めとする認知症対策の強化なども引き続き実施してまいります。

さらに、今年度からは、新たに介護福祉士資格取得助成事業に取り組んでおり、平成28年6月20日現在で、16名に費用の一部を助成しております。

また、国においては、高齢者が重度な要介護状態になっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで継続させることができるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの実現を目指



しておられます。

美祢市においても、第5期に引き続き、第6期計画においても、この地域包括ケアシステムの考え方を取り入れ、「高齢者が潤いと活力にみち、安心して暮らせるまち美祢」を基本理念とした介護保険事業計画を策定し、諸事業に取り組んでいるところであり、生涯活躍のまち形成事業計画と地域包括ケアシステムを相互連携させながら、各種事業を推進していきたいと考えております。

このため、第6期介護保険事業計画において予定しておりました介護保険サービスの基盤整備におきましては一旦延期し、再度、将来的に必要となるサービス料を算定した上で、現状のサービス料で不足が見込まれれば、第7期介護保険事業計画以降において、基盤整備を行いたいと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 末永議員。

○1番（末永義美君） 今のお考えよくわかりました。ただ、もうちょっと具体的に、ペーパーにない思いとしまして、新市長のカラーである、C C R C構想を踏まえたものでもよし、また、そうでなくても、西岡カラーが打って出る新しい美祢市づくりの看板政策。子供やその若者世代が反応してくれて、美祢を見直す、また、美祢に住んでみようかと、美祢に帰ろうかと思ってもらえるようになるような、そこにつながるような、それか見直しでも、新しいものでも、また、チェンジでもいいんですんで、西岡市長が一言で言えるような目玉な政策、まちづくりの看板の思いがあれば、端的に御回答をお願いします。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 末永議員の再質問にお答えいたします。

今、担当部局といろいろ協議しております事項といたしまして、新しい——新しいといえますか、若い新婚の世代に、この地域に入っていて、子育てをしていただきたいという思いから、新婚住宅と、名前としてはちょっとそれが正しいのかどうかわかりませんが、特化したような住宅政策を打つてみたいということと、子育て支援に特化した住宅政策、これについても検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 末永議員。

○1番（末永義美君） また、よくわかりました。では、これは一市民として、議員として、その中に、そのお考えの中に盛り込んでほしい思いとして、最後に申し上げます。

私の息子も水泳をやったせいでもあるんですけども、今ある市立の温水プール、これをもう少し市民が、多くの市民がいろんな目的で使えるような施設に変えられないかと思って、前々からいろいろ考えています。私の息子も民間のスイミングスクールに通ってました。そこと比べてるだけではいけないんですけども、どうしても、水泳をできる方じゃなくても、水泳ができない、水が怖い。また、できれば、泳げるようになりたいという子供たちのために、そして、赤ちゃんがいらっしゃるマタニティスクールスイミングのためにも、いろんな意味で、あの大きな建物をもっと有効に使ってほしい。それを、いろんな問題ありますけども、先ほどから出ている民間へ委託する。または指定管理する。また、市がやるならば、市が考え方を一新して、民間のスイミングスクールに負けないようなメニューとか、システムをつくって、あそこをもう少し変えてほしい。そして、若者世代や新婚さんの子供が大きく育っていく過程の中で、よく、これもまた、これも民間民間と言って申しわけないんですけども、どうしても無理な問題がありますけども、本当に昔からよく聞く、本屋がないとか、レンタルビデオショップがあつたらいいなとか、レンタルショップに行くのに片道40分かかると。これはうちの子供言っていましたけども、全てがそろわけてではないですけども、どうしても洋服を買うにも市外に行く。大きい病気も市外に行く。コンビニにも本はありますけども、つくっても、そこに客が来なければ、また違った問題が出てきますけども、どうしても単純明快に若者があつたらいいなというものがほとんどない。これをどう説得、またはその期待にこたえられる範囲があるのか。それこそ、まず先ほど申し上げた温水プール、そして図書館。これも、ただ、老朽化で古いとか、また本自体が古いとか、いろんな視点がありますけども、先ほどの方も、市長がおっしゃられてる公民館、または昔からやっている車で本を運ぶ移動図書館、または、ここにある図書館の本が青景や厚保の奥からでも借りることができるような新しいシステムを構築するなど、プールも図書館も、これは美東も秋芳にもありますけども、もう少し、本を読めるのは当然ですけども、勉強もできる。ビデオとか、いろんなものが見れる。子供たちが集まって、そこで宿題とか、勉強ができる。多目的な利便性のあるような新しい図書館を

つくるなど、その辺の新しい公共といいますか、新しい市民が納得してもらえりような、生活の利便性が図れるような、建造物といいますか、そういうものをつくってほしいということをお願いというか、提言しておきます。

時間が迫ってますので、ちょっと先走りながらも走ってまいります。

次に、人口減少と超高齢化社会の対応についてお伺いします。

前段でも少し触れましたけども、美祢市の人口は、合併時の平成20年には2万8,680人でした。平成25年には2万7,017人、そして、この6月1日には2万5,784人にまで減ってきています。これは進学や就職に伴うものだけではなく、美祢の暮らしに不安や不満を持ち、子供や孫の未来を考えると、教育生活環境を考えると、どうしても不安であるがゆえに、美祢に愛着があるけども住み続けることができないという、本当に悲しい現実を目の当たりにして、市外へ流出する方が自然減にすると同じぐらいに多く見受けられます。若者や子育て世代がこれ以上人口流出ということになってしまいますと、おのずと超高齢化は拍車をかけて、団塊の世代の方々が進むのも、約15年間の間はずっとその現状が進むであろうと予想されています。先ほどの市長の言葉もありましたけども、人口減少っていうものは見込まれる。やむを得ない。その言葉をもう少し力強く変えて、それでも、ふやす。減らす前にとめる。それを市民が納得して守ろうと。ここに住みたい。住もうと。帰ってこよう、きたいと思ってもらえるようなまちづくりに何とか変えなければならないと。これはどんなことよりも重要な課題だと私は確信しています。

このまま人口流出が進みますと、社会制度が通用しなくなり、暮らしや経済が根底から不安定になってしまいます。さらに、身近な商業、生活サービスが縮小したり、衰退するケースが続きますし、労働力が減少すれば、地域は疲弊してしまいます。

昨今、日本創成会議は、政府や自治体に東京圏などの高齢者の地方移住支援を提言していますが、さらに日本版の先ほどもありましたC C R C構想についても、その内容を自治体を中心になって役割を担うべきであるという考えを示しております。そして、それに対して、もう250以上の各地方自治体はその意向に対して受け入れるというような思いを表明しています。

そこで、本市でも、地方版の総合戦略ですか、そして、さまざまな計画にとって、こういう考えにのっとってというものがあるのか。また、国が推進する高齢者の地

方移住の意義をどのように捉え、事業計画に取り組みを推進するのかをお伺いします。

また、若者、子育て世代の移住が地方創生の最重要課題ですが、高齢者の移住を推進するメリットと魅力的な受け皿をどう具体化するのかを教えてください。このような停滞が続けば、肝心な市民の安全・安心な暮らしにも待ったをかけるのでしょうか。そして、第1次美祢市総合計画後期基本計画の推進も見直しや事業中止などがあるのでしょうか。市長の御見解をよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 今の末永議員の御質問にお答えいたします。

先ほど来、温水プールまたは図書館等の施設に対して、どのようなアプローチを今後していくんであろうかという、まずお問い合わせですが、私も温水プール、図書館の充実については、常々やっていかなければいけないというふうに思っております。先ほど議員のおっしゃられるとおり、民間のノウハウを活用するのか、また指定管理で充実を図っていくのか、そういったことを含めて、早期に検討を開始させていただければというふうに思っております。

また、地域でどのようにこれから人口減少を食い止めていくのかということですが、議員おっしゃられましたとおり、教育の充実を図っていく、このことがまず一つ大きな課題であろうというふうに思っております。

一つ例を挙げさせていただきますが、美祢社会復帰促進センター、刑務官の方が働かれておられます。その刑務官の方のお子さんが小学校から中学校に上がられるときに、教育環境の不備というか、行いたい部活動が行ける中学校にはない。そして、上の学校を目指すときに、今の状態ではなかなか難しいというようなことから、家族ぐるみで転勤の願いを出されているということをお聞きしております。そういったところを充分フォローできるような教育環境を充実した地域にすることで、定住対策の一助となるというふうに思っております。

また、CCRCにおいて、高齢者をこの地域にお迎えするということですが、高齢者をまずお迎えするというのではなくて、シルバー世帯といいますか、定年後すぐの方がこちらのほうに目を向けていただける。そして、まだまだ現役として、この地域で働いていただける、そういった世帯の方が来ていただければというふうに思っておりますが、先日、NHKの放送を少し見させていただきましたけ

れども、高齢者を現在は地方から都会のほうに呼び寄せるといようなことが起きていて、敬老世帯といいますか、高齢者の世帯が、多くが都会のほうに流入されているというのが現状のようです。そうしたところから、どういった施策を今後打っていけば、美祢市にシルバー世帯、また子育て世帯が移住してきていただけるかをじっくり精査しながら、今までの施策を精査しながら検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 末永議員。

○1番（末永義美君） ぜひ、それを1日も早く協議し、また先ほどと同じように、市民を含めた新しい審議会や協議会を発足して、その点の充実もよろしくお願い申し上げます。

最後、時間がありませんが、とともに、今度私が用意しました空き家対策。これは前段の議員さんの質問の中で、ほとんど私の聞きたかったことを、もう御答弁終わってますので、何を聞いていいか、ちょっとわからないながらも、改めて、もう少しつけ加えというか、私の気持ちをちょっと発言します。

空き家は本当に全国的にとっても多くて、東京の真ん中でもそうですし、この山口市やこの美祢市においても、一見見れば、どう見ても住んでるだろうという家が、実はもう5年も10年も15年も住んでないという、すぐにでも住めそうな家があれば、その一方では、もう本当に次の雨が降ったら、もう崩れるというような家もあって、その周りで小ちゃい子供がその家を棒でつくようなことをしながらも遊んでいるという、そういう光景もあります。

そして、このCCRC構想も含めてですけども、使える家は使える。使えない、要するに本当に危ない家は1日も早くそれを予防するといいますか、認知症のときと一緒にですけども、そうなる前に予防できる、そういうふうな地域や各家庭の状況にまで、ちょっと踏み込むことができるような勇気がある事前調査、それを何とかしてほしいと思います。

私が経験したんですけども、いろんな所有者がいる中でも、ひとり暮らしの高齢者が医療福祉施設に入所することで、家をあけると。そのときに、いつか帰るかわからないけども、もう1回帰りたいと。家に帰りたいと。だから、この家をそのままにしとく。しかし、中には、そのまま帰れない方もいらっしゃるって、そうすると、

その母親や父親の子供がその家を何とかしようとしなくても、そこには難しい問題があって、一旦、成年後見人があって、それを審査をして、受けて、また難しい手続をして、それを行うということ。それを知ってても面倒くさいからやらないという方もおれば、そんな手続があるんだったら、もう、ようできんと言って、また、それを放置する方もいらっしゃると思います。

ですから、ある空き家を使えようが、使えなかりょうが、ある空き家に対しての対策にとどまる、ていうか、その前の段階。できれば、いろんな職員の方々が地域を3カ月や半年ぐらいに1回ぐらい地域を歩いて、家の状況どうかと。そして、この家の家庭環境や状況はどうなってるのか。事前にそうなる前に予防するぐらいな前向きな姿勢で、何とか、この空き家のほうを減らすと。観光客がバスの車窓から見ても、どう見ても、秋吉台があろうが、何があろうが、ぱっと見た瞬間に、ああ、田舎、ああ、衰退してるっていうイメージを、それだけでも思う方は思いますので、家や施設と同じように、道路の状況もそうですけども、見て、通って、そして、降りてみて、最初から最後まで、いいまちだった、きれいなまちだったと、そういうふうな、思えるようなまちづくりを何とか、議会も行政も、そして市民も含めて一丸となって取り組むことができるような美祢市、自治体であってほしいと思っております。

最後にちょっと市長のほうに、一問一答です。ちょっと前から思ってたことがありますので御質問申し上げます。

去年の9月ぐらい、スーパーマーケットの中で、たまたまお会いして、そのときにちょっと情報があつたんで、次の選挙には市長選ですかって言ったときに、そうだと。そのときに、私もこちらに出ることを考えてましたので、じゃあ、今の議会とか、市政っていうのはどんなものでしょうかねっていうようなこととお話したときに、はっきりと一文一句の言葉を返ったの、会話を覚えてませんけども、こんなことをおっしゃいました。今の市政、または行政と議会はふわふわしてると。ふわふわしてるっていう表現にはいろんなことがあると思うんですけども、御自身が議員としておられたときの議会人として見ての行政との関係があり方がふわふわしてる。そのときの思いと、今実際に市長になられて、今度は視線が変わって、議会を見る側に立ったときに、ふわふわしてたのは今はどういう状況であるのか。また、議会と市長、行政とのかかわり、関係、距離感、これはどういうものが一番ベスト

と思うのか。もし、それがあれば、それが今の議会に当てはまるのか。当てはまらなければ、先ほど申し上げた、じゃあ、今の議会というものは、ふわふわというイメージから、どういうイメージに変わったのかを教えてください。よろしくお願いします。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 末永議員の再質問にお答えいたします。

ふわふわという表現を私がしたかどうかというのは、ちょっと記憶にございませんけれども、今の議会、市長のあり方というのはどうなのかというお問い合わせですが、やはり、二元代表制の一翼を担う議会の方々と執行部との距離感はあるかというふうに思っております。やはり、議会に政策を提案して、その提案した政策を議会の中で議論していただき、よりよい方向に持っていくことが議会と市長の本来あるべき姿だというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 末永議員。

○1番（末永義美君） わかりました。そうなりますと、今、ここにいらっしゃる皆様、そしてMYTを見ていらっしゃる市民の皆様におかれましても、市長側から見ても、議会側から見ても、市長は1人ですけれども、執行部の皆様がいらっしゃいます。そして議員も、これをわずか16名というのか、16人もいるというのか、表現がそのときによって変わりますけれども、ぜひ、私としましては、私が過去知ってた山陽無煙があって、あの全盛期のころ、そして、合併があり、今、ジオパーク云々という今時期にありまして、と同時に人口がこのように減ってしまっているという、地方と同じような現状、実情が美祿にあります。

どうか、私、これ一市民としてですけれども、私、あのとき、東京からこちらへ帰ってきて、私なりの思いがあって、どうにか、私の思いに賛同する方を含めて、美祿市をもっとよくしたい。どっから見てもばかにされない、また自慢できる。選んでもらえる美祿にしたいと思って、ここに来るまで、本当に12年という時間がかかりました。そして同じように、私は、こんな私でも議会議員でもなれたからには、よし、俺も、私もなってみようと、若者が、いろんな方々が登壇しようと思う、思えるような魅力ある議会。そして議会と行政がおもしろい、すごいと。それを何とかして、意見の違いや思想の違いが、また政策の違いがあっても、けんかをしよう

が、議論をしようが、仲よしになろうが、ここはひとつ、皆様、ここにいる全員で、また、ここにいらっしゃる以外の市職員の方々、パートの方々含めて、一丸となって美称を変えていきたい。守っていきたい。

内側からの美称、表から見た美称、県から見ようが、国から見ようが、美称すごい変わったと。それは、実現できることは、この全員で市民が一丸となることができるようなことは始まったなど。あのときからだったなど思えるような議員生活を皆さんとともに一所懸命に頑張りたいと思っていますので、どうか、皆様におきまして、美称がよくなるためにも、いろんな意見を交わしながらも、よかったと、結果オーライと思ってもらえるような議会と市政と議会の関係をよりよくするために一所懸命に尽力しますので、これからも、この議場においても、いろんな場面においても、ここで始まったという、そして、私たちの新しい議員生活、今、3人の新人がいます。市長にとっても、ここからがスタート。まだ2カ月なのか、まだ、あと3年ちょっとあるのか。時間の問題じゃなくて、中身を充実していく。スピードよりも確かさ、結果、これを期待するとともに、私たち16人も一生懸命頑張りますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で終わります。

○議長（荒山光広君） この際、4時40分まで休憩いたします。

午後4時32分休憩

-----  
午後4時40分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き、会議を開きます。ここでお諮りいたします。

本日の会議時間は、会議規則第9条第2項の規定により、議事の都合によりこれを延長することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認め、議事の都合により、会議時間の延長をいたします。それでは、一般質問続行いたします。戎屋議員。

〔戎屋昭彦君 発言席に着く〕

○3番（戎屋昭彦君） 執行部の方々お疲れさまでございます。本日最後の一般質問させていただきます、新政会の戎屋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私も、先ほど末永議員がおっしゃられましたように、私も昨年3月に、地元の



会社に入り、地元で勤め、地元ですつといよように思いましたが、企業の転勤ということで、24年間、東京のほうに仕事で参っておりました。それで、昨年3月戻ってまいりまして、その間、やはり、この美祢市において、私はずっと外から美祢市を見て、この美祢市のために役立ちたいということで、市議会議員に立候補しまして、皆様方のおかげで、今回当選させていただきました。本当に感謝しております。一所懸命、一般質問、その他で頑張らせていただきますので、よろしく願いいたします。

本日の一般質問に対しましては、議題としまして、美祢市危機管理システムの体制確立とリスクの抽出と対策ということで質問させていただきます。

この危機管理につきましては、実際、私が体験したこと、それから、今までこうやったほうが良いということも踏まえて、いろんなこととお話させていただけたらと思います。

まず、最初に、私も美祢市のホームページを見させていただきましたら、美祢市のホームページに、防災危機管理室情報というのがございまして、そこに、災害は、いつ、どこで発生するかわかりません。いざというときに慌てないために、発生場所に依り開設される避難所は、その都度、告知放送し、安全・安心メール、市ホームページ、または広報車でお知らせしますということで、書いて、記載してあります。ここが一番、私、ちょっと、後ほど、重要と思ひまして質問させていただきます。早目に避難を状況に依りて判断し、指定緊急避難場所が記載してありますということで、この実際の実地訓練に対しましては、私も美祢有線テレビMYTで、ことしの2月でしたか、防災とボランティア週間ということで、美祢市と下関市、それから長門市が合同で防災訓練をされたのを私はMYTで拝見させていただきました。大変、前市長も一所懸命になって、いろんな方々との連絡網として対応されておられました。

私は、先ほど申しましたように、体験しましたということは、私は、実は娘が福岡に行ったときに玄界灘、それから実際5年前の東日本大震災、東京に行ったときに実際事務所の中で経験いたしました。東京に先ほど言いましたように20数年間行って、地震というのはもう何度も経験してまして、また地震か、また地震かというような感じでしたが、やはり今回の、失礼しました。先ほどの東北震災については、もう事務所が揺れ、壁がめりめりっとめくれる。それが確か、2時40分過ぎ、

だったと思いますけど、2回来ました。その2回来たときに、2回目は、私は自分、事務所の責任者として、机の下に隠れろということで、みんなに指示したことを覚えてます。やはり、そのくらい、そのときの地震は強かったです。今回、4月の選挙期間中に熊本地震が起きました。これにつきましては私も夜中、2回目だったと思いますけど、1時半過ぎですか、これで初めて目が覚めるくらい、この美祿市でも揺れました。本当にこういうことは、本当に今起きるかわかりません。この件に関しましては、本当に皆様方とか、執行部の方々も本当に対応を考えていかなければいけないというふうに思ってます。

私が勤めてました会社におきましては、私、東京ということで、その当時、出張の人間も何人かいました。そして東北の事務所もありました。いろんなところに事務所があり、出張者もおり、そのときに電話、メールをしても、もう地震が起きて15分したらもうパニック状態で通じない状況がありました。そのあたりのために、私が勤めた会社として、どういったことを対策にとったかといいますと、環境安全部のほうが、従業員約700名強の者に対して、携帯ほとんど持ってます。この携帯を持つてることのアドレスを警備保障に登録しまして、安全安心メールを配信。地震が起きる前の速報。今回も熊本のときも私も携帯に入ってまいりました。その入ることによって、今、あなたは大丈夫ですか、どういう状況ですか、家族はどうですかというような項目が全て入っておりまして、それに対して、自分が今の状況を打ち出して、メールを発信すると、警備会社で集約して、その集約が会社のほうに発信されるということの対策をとられました。

それから、もう一つは、事務所の中で何人もいます。そのときに、国からもいろんなことが出たと思いますけど、3日間の食料、水は保管しなさいということも指示が出たと思います。そのあたりに対しても、会社として、以前勤めた会社では、事務所にそういったものを保管して対策をとったということで、私はそういったことも勉強してまいりましたんで、ここでちょっと、いろんなことで、美祿市の危機管理その他に対して御質問させていただきたいと思います。

また、西岡市長も6月14日の所信表明で、防災、福祉、観光、環境、土地利用、人権など、多岐にわたる分野の施策に計画的に展開していくというふうに述べられてらっしゃいます。確かに立派なことです。このあたりも、また後ほど、私はお聞きしたいと思います。

そこで、先ほど、私が美祢市のホームページ、防災危機管理を述べましたが、美祢市災害時職員配備体制、参集基準、体制の内容、参集、配備下、参集の人数が作成をしております。これは、先だって私が総務のほうですか、お借りしたときにいただいた、これには第1警戒態勢、第2警戒態勢、第3、第4というふうな、いろんな配備体制が書いてございます。それに対して、そのときの体制の内容どうする、それから、それぞれ災害時の主な所掌の事務について、どのようなことを行っていくという、起きたことについての確かに——ごめんなさい、失礼しました。起きる前の警報もありますけど、起きたときにどうやっていくということがしっかり記載してあります。この中で、私もしっかり拝見させていただきましたので、最初の質問を、ここで危機管理システムについて、お尋ねいたします。

まず、先ほど今申しましたように、市のほうでつくっていらっしゃる危機管理体制について、これは、私は見させていただきましたが、今、昼間だったら、すぐ集められると思いますけど、例えば、休日、深夜、それから第3、第4の大きい警戒非常体制における市職員の参集方法、それから安否確認、それから状況把握についてはどのように行っているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 田辺総務部長。

○総務部長（田辺 剛君） ただいまの戒屋議員の御質問にお答えします。

最初に、災害等非常事態が発生した場合の市職員の参集体制についてであります。

市職員は、全員、美祢市安全・安心メール、これに加入しております。ですから、何かあったときは、これを受信しておるんですが、气象台による大雨等に関する警報、注意報等の情報を初期の段階から把握しているということになります。職員はそれぞれ、先ほどおっしゃいましたように、役割が設定してありますので、とるべき行動の準備、待機等を行っており、休日、深夜を問わず参集する体制をとっておるということでございます。

また、さきの熊本地震のように突然発生する災害につきましては、防災メールにより、各所属長に対して、所属職員の安否確認を行うよう指示し、連絡網によって全体的に確認するという方法をとっております。また、状況把握についても同様の方法で確認することとしております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 戒屋議員。

○3番（戒屋昭彦君） 御答弁ありがとうございました。

今、お話をお聞きしますと、美祢市の安全・安心メールで情報を発信していらっしゃると思います。確かに私も先ほど申しましたように、今回の大雨、美祢市の大雨の警報、その他注意報は、私も安全・安心メールで確認しておりますのでわかります。

ただ、先ほど申しましたように、それはあくまでも発信して確認できる状態ですけど、本当に今来た時に、市の職員の方々、私、先ほど申しましたように、出張していらっしゃる方もいるかもわかりません。夜とか、休日とか、出てらっしゃる方もいるかもわかりません。そういったところで、今、連絡して集まるようにしてますとおっしゃったと思うんですが、やはり、私も先ほど申しましたように、個々の個人、それぞれの確認が、そういった連絡網で、再度お尋ねしますが、とれるとお思いでしょいか。

○議長（荒山光広君） 田辺総務部長。

○総務部長（田辺 剛君） ただいまの御質問にお答えします。

まず、参集についてですが、一応、メールを受信した場合には、自宅におろうが、どこかに遊びに行っておろうが、決められた役割がありますので、すぐに、例えば、遠くに遊びに行っていたとしても帰ってくるということが基本になります。

一方、その安否確認については、今のところ、その防災メール、あるいはメールが返信がない場合には電話等で確認をすることになりますので、場合によっては確認ができないというケースも考えられると思います。

以上です。

○議長（荒山光広君） 戒屋議員。

○3番（戒屋昭彦君） 現状の連絡網、その他の確認について、ありがとうございます。

私は先ほどから申したいことは、市の職員の方々は美祢市で災害その他が起きたときに、いろんな住民のために、いろんな、先ほど申しましたように配備体制、いろんなものがありますが、そういったことを率先してやっついていかないといけないということで、まず職員の方々の安否の確認も、非常にこの危機管理体制をやっついていく上で、非常に大切なことじゃないかと思っておりますので、また、そういったことも、私、先ほど私の経験上と申しましたけど、こういったことにつきましても御検討していただければ、美祢市の今後のためになるかと思っておりますので、よろしくお願

いしたいと思います。

それでは引き続きまして、今の問題の続きになるんですけど、先ほど申したので、緊急体制、警戒3とか、4とかありますけど、そういった場合に起きたときに、今、田辺部長おっしゃられましたように、遊びに行った方がすぐ戻ってくるとは、非常に休日と深夜と難しいところもあると思います。このあたりで、本当にこの警戒態勢に対して、何人集まれるか、どういったこと集まれるかというとは、人数的なものをこれに書いてありますけど、そのあたりで時間的なものは、各、例えば、この本庁、それから例えば美東町、秋芳町、それぞれ支所があるかと思いますが、そのあたりでの参集について、集まられる方の人員、その他どういった方が集まれるか、私、ちょっと内容的にはわかりませんが、そのあたりの方々の参集時間については、どの程度の時間で、当然、非常事態が起きて、道が通れない、いろんな状態もあるかと思いますが、一般的に災害通報、警報が出た場合には、どの時間ぐらいでお集まりになられるということでお考えになっていらっしゃるのでしょうか、お願いいたします。

○議長（荒山光広君） 田辺部長。

○総務部長（田辺 剛君） ただいま参集時間についての御質問でございますが、以前、参集訓練というのをやったことがありまして、これは道路が寸断され、あるいは乗用車が使用できない場合を想定して実施した訓練であります。徒歩または二輪車で登庁する訓練ということなんですが、対象者は消防職員、保育士、現業職員等を除く職員で、本庁、総合支所、出張所等の拠点施設に対して、通勤距離6キロメートル以内に居住している職員ということで訓練を実施しております。その割合は、一般行政職のうちの約83.6%ということになりますが、このうち、訓練に参加した職員の最寄りの拠点施設への平均集合時間は約20分という結果になります。また、30分以内で集合できる職員の割合は、81.2%というふうになっておりまして、大半の職員が30分以内で参集できるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 戒屋議員。

○3番（戒屋昭彦君） 美祢市の職員の方々の参集時間、それから割合、今おっしゃられた割合は、もう全職員の中でのパーセントということで、私、考えとってよろ

しいんですか。

○議長（荒山光広君） 田辺部長。

○総務部長（田辺 剛君） ただいまの御質問ですが、市外に居住している職員もおりますので、市内に居住している職員の中で、6キロ、それぞれの本庁ですとか、総合支所、出張所から6キロ以内に居住しておる職員というパーセンテージが、市内に居住している一般行政職のうち、6キロ以内が83.6%ということで、市内に居住している全職員のうち、30分以内で参集できるのが約81%ということになります。

○議長（荒山光広君） 戒屋議員。

○3番（戒屋昭彦君） 状況がよく分かりました。私、先ほど美祢市在住の方ですかというふうにお尋ねしたんですが、現時点で美祢市の職員の方で、当然6キロったら、当然、美祢市外には入らないと思うんですけど、美祢市外に住んでいらっしゃる職員の方の全体の割合っていうのはどの程度いらっしゃるか、わかりましたらお願いいたします。

○議長（荒山光広君） 田辺部長。

○総務部長（田辺 剛君） ただいまの御質問にお答えします。

6月1日現在、職員389人。これは病院事業局の職員は除いた数になりますが、職員389人のうち、市外居住者が49人ということで、約12.6%が市外に居住しておるということであります。

○議長（荒山光広君） 戒屋議員。

○3番（戒屋昭彦君） 今、私が、緊急のときに美祢市の6キロの方々が集まれるんで、私は大丈夫かと思いますが、ただ、今、どうして、美祢市外の方のお聞きしたかと申しますと、やはり、市の職員というものは、これは100%とは言いませんけど、美祢市の災害、いろんなことに関して、すぐ集まれるところにいる。いろんなことが、当然、自宅がもう現時点で離れてれば仕方がないです。

ただ、私は、そういった美祢市の職員の方々がそういった緊急のときに集まれる。一人でも多くのほうが集まれた方がいいと思います。それと逆に、美祢市の外の今住んでいらっしゃる方々が例えば被害に遭ったときに、そのあたりの確認方法。これは非常にまた、先ほどの考え方と一緒にわかりませんが、美祢市外の住んでいらっしゃる方が今10数%、40何人とおっしゃられましたけど、私は先ほど言

いましたように、美祢市のために緊急で働いていただきたい、集まっていただきたいということが趣旨で持っておるんですが、実はもう一つ、これは今回の質問とは直接関係ございませんが、西岡市長も先ほどいろんな方々の中でおっしゃられたように、例えば、来福台のほうに若い人を住ます、いろんな計画もありますよ、美祢市の人口が先ほどの末永さんも、減ってる、どうやって対応とられますかということ。それから社会復帰センターのことも、先ほど、小学校から中学校になるとき転勤していかれたということをおっしゃられました。

私としては、これは偏見ではないと思いますけど、美祢市の職員の方々がもともと美祢市に住んでいらっしゃって、美祢市に働いていらっしゃる方もいらっしゃると思います。それから、家が美祢市外から美祢市の職員になられた方もいらっしゃると思います。が、逆に申せば、美祢市に住んでいた方が、先ほどの西岡市長の言葉ではございませんけど、美祢市外に転出される。もしくは、新婚で、結婚して、美祢市に住みたくない。ちょっと不便だから、美祢市外の市に出て行かれる。そういったことが私はあるんじゃないかと思います。このあたりについて、ちょっと西岡市長の、ちょっと御答弁をいただきたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 戒屋議員の再質問にお答えいたします。

今、議員おっしゃられるとおり、災害時、緊急時における市の職員の対応、これは当然のごとく、緊急対応を市の職員が一番に行うのが当然のことだというふうに思います。

そういった中で、市外に住んでいて、なかなか参集ができないということの可能性もあるということでございますけれども、なかなか住居の、住居をここにしろというようなことがなかなか言えません。しかしながら、美祢市の来年度の職員の採用におきましても、地元枠ということを設けさせていただきました。そういったことを通じて、市の職員の方に美祢市に住んでいただくような働きかけを私のほうからもしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 戒屋議員。

○3番（戒屋昭彦君） 西岡市長の美祢市の職員に対する考えをお聞かせいただきました。ありがとうございます。

ただ、やはり、私は、美祢市で働き、美祢市の税金で給料をいただいている方々が、美祢市に住まずに他市に行って、他市で税金を払う。もしくは通勤手当をいただく。こういったことは、美祢市の人口をふやすためにも、今後、今先ほど美祢市の枠がとおっしゃられたと思うんですけど、美祢市外の方が通勤できる範囲で自宅があれば、これはどうしようもないと思います。ただ、そういった方々じゃなくて、美祢市の職員に採用されるとしても、美祢市じゃなくて、他市に住もうという方がいらっしゃれば、ぜひ、そういった人口増、いろんなことも含めて、私も美祢市にずっと籍を置いて、選挙権は一度も20数年間東京で、ここから出したことはございません。いろんな、そういったことで、やっていただけたらというふうに思っております。

それから、先ほどから申しましたように、今度は次の質問で、緊急事態その他があるんですが、防災・防火管理者、このあたりがどうしても管理上必要かと思いません。

まず、防災管理者とは、消防法に基づき建築物の所有者または管理者の選任を受け、避難訓練の実施、その他火災以外の災害による被害の軽減のための活動計画、または実施の責務を負うものである。防火管理者については、その建物の防火の管理だと思います。このあたりで、こういった避難訓練その他いろんなことも災害のときの訓練かと思えますけど、こういった防災・防火訓練の方々の現在の人数と今後について、お聞かせいただければと思います。

○議長（荒山光広君） 田辺部長。

○総務部長（田辺 剛君） ただいま防火管理者についての御質問がありましたが、市の所有する施設には、防火設備の維持管理等、防火管理上必要な業務を行うよう消防法により防火管理者を配置しております。

現在、市の職員で44人が防火管理者の資格を有しております。防火管理者には施設を管理する部署の長を指定しており、災害時においても責任者として対応することとなります。今後の育成につきましては、人事異動等により、新たに施設の管理者となった者は資格を取得させるほか、災害対応については、市の総合防災訓練、あるいは防災とボランティア週間に実施している、先ほどおっしゃいましたが、災害対応図上訓練等により、的確に対応できる職員を育成してまいりたいと考えております。



以上です。

○議長（荒山光広君） 戒屋議員。

○3番（戒屋昭彦君） 御答弁ありがとうございます。今の状況におきまして、人数的にもかなりいらっしゃいますが、やはり、今後ともそういった方々の育成については、ぜひ、災害等の意見も必要かと思いますので、よろしく御検討のほうをお願いしたいと思います。

続きまして、同じく災害関係でございますが、例えば、ここの本庁で集合したときに、私ちょっと前回、先ほども申しました、2月の訓練のときに、ここの2階でやられたと思うんですけど、そのあたりについて、例えば、美東町、秋芳町の支所との連絡その他についてはどのような形で行っていらっしゃるか、ちょっと状況わかりましたらお教えいただきたいと思えます。

○議長（荒山光広君） 田辺部長。

○総務部長（田辺 剛君） ただいまの御質問は、図上訓練についてということでしょうか。

○議長（荒山光広君） 戒屋議員。

○3番（戒屋昭彦君） 図上訓練というか、起きた場合に、それぞれ、こちらの本庁から各支所に対して、どのような連絡網でやっていらっしゃるか、ちょっとお聞きしたいと思いましたが。

○議長（荒山光広君） 田辺部長。

○総務部長（田辺 剛君） 総合支所、各出張所に対する連絡につきましては、防災危機管理室が総括的な対応に当たりますので、そちらのほうから、メールあるいは電話。それから現在同じ情報が市のホームページにも、逐次、新しい情報をアップするようにしてますので、そちらのほうでの確認も併せてやっておるといのが現状であります。

以上です。

○議長（荒山光広君） 戒屋議員。

○3番（戒屋昭彦君） 御答弁ありがとうございます。今、連絡網としまして、メール、その他電話、市のホームページというふうにおっしゃられましたが、実際に私が先ほど体験したというか、本当に起きたときには、もうメールも通じない。電話も通じない。そういったときに、私は、どうやって連絡をとられるかが本当は聞き

たかったんです。

それと、もう一つは、先ほど申しましたように、先週、この美祢市内で大雨警報、洪水警報が出ておりました。私も申しましたように、携帯のほうに美祢市の安全・安心メールが入ってきておりました。このあたり携帯を持ってメールを見られる方はいいですけど、例えば、先ほどから、お一人で住まいになってらっしゃる方、その他の方々への告知、告知っていうか、連絡——失礼しました。私は何を申し上げて……。病院があすの医師は都合により、よく受診っていうか、診察が中止になりましたという連絡がお昼入ってきたの、よく聞いております。やはり、こういったことに関しましては、警報が出たというのはメールを見られる方はいいですけど、見ていらっしゃらない方に対して、先ほど言いましたように、何か告知。例えば先ほど言いました、広報車とか、いろんなことを走らすことも必要かと思いますが、そのあたり、何とか、こういった連絡網が、今出てるんだ、出たんだということがわかるような方法について、今後、御検討していただけるかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 田辺部長。

○総務部長（田辺 剛君） 災害発生時における各地区の部署との間もそうですが、それぞれ各地区との連絡体制についての御質問だと思うんですが、市内発生時の各地区との連絡確認については、毎年、順番により小学校区を単位とした総合防災訓練を実施しております。区長を主導者とした連絡体制の構築や避難場所、避難経路の確認等を行っているところであります。また、自主防災組織がある地区では、日ごろから自主的に災害に備えた活動や市が交付する自主防災組織活動補助金により防災資機材等の整備をされております。

なお、被害が予想される地区、被害が結構多く発生する地区については、こういった責任者の方と迅速に連絡をとり確認をすることにしています。

また、ひとり暮らしの高齢者の方ですとか、障害者の方などの災害時に支援、要援護者、災害時要援護者というふうに呼んでおりますが、これらの方につきましては、所管課におきまして、あらかじめ把握しております。どこの地区にこういう方がいらっしゃるということを把握しておりますので、民生委員さんや社会福祉協議会等の関係機関との連絡によって確認することにしております。

さらに、高齢者におかれましては認知症等により徘徊の危険もありますので、日

ごろから徘徊を想定した救助訓練なども実施しておりまして、災害時においても、こういった訓練が生きてくるのではないかというふうに思っております。

それと、先ほど、メールと電話とあとホームページというふうに御説明したと思いますが、それに加えて、有線テレビの告知放送ですとか、音声の告知放送もやっておりますので、それらに加えて、あとは広報車とか、いろんな方法により周知を図るということで現在のところやっております。

今後もさらに、もっと確実に周知できる方法、いろいろ防災無線ですとか、例えば、コミュニティFM等、いろんな方法があるんですが、それについては、今、市の内部で検討しておるといふ段階です。

以上です。

○議長（荒山光広君） 戒屋議員。

○3番（戒屋昭彦君） 御答弁ありがとうございました。やはり、そういったことが一人でも多くの方々に、こういったことが警報が出てるといふことの告知をぜひしていただいて、自分の立場がどういう立場に置かれてるかということに対しての自分の認識も高めていくために、そういった連絡をしていただきたい、ふうに思っておりますので、よろしく続けてお願いしたいと思います。

それから、これも私もまた経験したことなんですけど、熊本でも確かあったかと思えますけど、今回地震が起きて、地震の避難場所に行ったときに、いろんな強度の問題とか、間違いじゃないと思えますけど、その建物が避難所から外れて、ほかの場所に移動というようなことがあったかと思えます。そのあたり、先ほど冒頭申しましたように、美祢市では避難勧告によって避難場所が変わりますということがホームページに記載されておりますが、そのあたりの避難場所についての安全確保等はできておるのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 田辺部長。

○総務部長（田辺 剛君） 緊急避難時の避難場所の安全確保についての御質問にお答えします。

避難場所の安全確認につきましては、平成26年度に全体の見直しといたしますが、点検を行いまして、災害の種別ごと、浸水想定区域、土砂災害発生想定区域及び建物の耐震診断により避難場所の見直しを行っております。

その結果、現在、学校、公民館及び美祢社会復帰促進センターなど、全部で

60の避難場所を指定しておるといふ状況であります。

○議長（荒山光広君） 戒屋議員。

○3番（戒屋昭彦君） 避難場所について、60数カ所ということで、多分美祿市の方々もいろんな場所に移動しても、熊本のように移動ということもないかと思つて、安心して避難できるということで捉えておきたいと思つます。

それでは、時間のほうも半分過ぎましたので、今度、リスクに、危機管理のリスクについて、ちょっとお尋ねしたいと思つます。

先ほどから私が申しましたように、危機管理というのは、起きたときにどのように対応していくか、どのようにやっていくかということで、危機管理ができてるかと思つますけど、やはり、リスクというのは少しでも起きたときのものを少なくするためのリスクがどういったものがあるか。これを抽出して対策をとることが、災害その他が起きたときに、少しでも被害が少なく済むということだと私は思つております。

簡単に言えば、私も企業勤めたときは営業やったときもありましたんで、今、雨が降ってなくても、行く途中、行くところで行つて雨が降るかもわかんないついで、私は営業の七つ道具として、傘は常にかばんの中に入れて持つて歩いてます。雨が降るかもわからないから傘を持つてくつというのが、降らなくても持つてる。これがリスクのものだと思つております。例えば、雨が降つたから、コンビニで傘を買つてさせばいい。これは危機管理になるかと思つます。自分がどのようにして対策をとつていくかが少しでも軽減になる。このあたり、今から美祿市のリスクについてお話を聞いて、それあたりの対策について、どのようにとつていかれるかをちょっとお聞きしたいというふうに思つております。

まず、最初に、各地区における災害発生要因について、防災のために、いろんな道、その他建物、いろんなものがあるかと思つます。例えば、先ほどから出てますように、空き家の対策、先ほど通学路の問題もありました。いろんなことがありましたが、このあたりの抽出について、各地区におけるものはやつていらつしやるかどうか、お尋ねしたいと思つます。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） それでは、各地区災害発生要因箇所の防災のためのリスクの抽出と対策についての御質問にお答えいたします。

災害発生要因箇所については、県土木事務所、美祢警察署、市社会福祉協議会や市の関係部署が協力して、過去に災害が発生した箇所や、洪水ハザードマップ、土砂災害発生の危険性がある箇所等をもとに毎年防災パトロールを実施しており、リスクの抽出、避難経路の確認等を行っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 戒屋議員。

○3番（戒屋昭彦君） 県、その他社会福祉協議会と防災マップをつくってということは、私も防災マップははっきり言って見ております。ただ、それは、ここが危険じゃないかということですけど、今時点で、例えば、今、雨が降ってます。雨が降ったときに、また新たにそういった危険箇所が出てくるかもわかりません。そのあたりについては、今後のためにも、地区の方々、いろんな方々とここがどうかということは対策——失礼しました。確認し合いながら、その防災マップの要するに更新、その他に当てていただければというふうに思っております。

次のリスクでございますが、市役所、それから支所、病院、保育園、小中学校におけるリスク。それから、それぞれ通学路、それから今学校が統合されてますので、バスが出ております。そのバスの路線についてのリスクの抽出、その他についてはいかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 市役所、病院、保育園、小中学校及び通学路、通学バス路線でのリスク抽出と対策についてお答えいたします。

市役所については、本庁、両総合支所ともに建築年数の大幅な経過により老朽化が進み、耐震機能が乏しいため、大規模地震発生の場合は相当な被害を被り、庁舎が使用できない可能性があるため、早急に対応を考える必要があります。

震度7が連続した熊本地震で、防災拠点となる自治体庁舎の損壊や住宅被害と余震による避難生活が長期化し、多くの人が車中泊をするなど新たな課題が浮上したことを受け、山口県を含む全体の7割に当たる33道府県が災害対策の基本となる地域防災計画を見直す方向であるという報道もあったところです。

美祢市においても防災計画を見直す必要があると考えております。

市立病院については、停電時に作動する自家発電設備を始め、施設、設備の定期的な保守点検を行っており、不具合があれば、その都度対応しております。また、

年2回避難訓練を実施しており、このときにリスクとその対応を院内で共有することにより、万一の場合に備えております。

保育所、小中学校については、それぞれ所管する部署の主導により、そこに勤務する教員や職員、保護者と地域とが一体となって、通学路の点検や登下校時の交通立哨等の交通安全、防災の両面にわたり、リスクの回避を行っております。また、保護者の協力を得て、施設内の環境美化、遊具等の点検や施設の点検も行い、自然災害等に対するリスク回避を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 戎屋議員。

○3番（戎屋昭彦君） 御答弁ありがとうございます。今、病院、学校、その他遊具、いろんな点検行ってらっしゃり、確認してリスクを回避してらっしゃると。通学、いろんなことも保護者の方々といろんなことで協議していらっしゃいますということですが、私は今、遊具、その他も当然遊ぶためには危険を回避しないといけないと思います。ただ、私もまた、これ経験上ですけど、自分で実際に東京の事務所にいたときに、ロッカーが倒れそうになった。本当にあります。私は福岡のときには、娘のところにあった電子レンジが冷蔵庫の上から落ちかけた。そういったくらい震度7とか、結構ひどく揺れます。ただ、そういったことで、病院で避難訓練していらっしゃる。その他は当然当たり前のことだと思います。ただ、私は、例えば、小学校、保育園、それから病院、それから市役所、庁舎において、例えば、今地震来たとき、倒れる物によって危ないところはないか。例えば、ロッカー。自宅だったら、たんすとかも倒れない対策をとっているかと思います。私も会社におった関係上、会社でもロッカー倒れてはいけないということで、壁にロッカーを取りつける。そのビルの建物の方に許可を得ながら。そのあたりで、学校、保育園、その他病院について、例えば、看護師さんも夜勤やっけていらっしゃいます。そのときに例えば倒れる物はないかとか、そのあたりについてのリスクはいかがなものでしょうか。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 戎屋議員の再質問にお答えいたします。

私も平成17年の阪神淡路大震災当時、大阪におりまして、大阪で、あの大きな地震の経験をしております。議員言われるとおり、私がいた会社におきましても、

ロッカー、中にあります自動販売機、図面棚等がひっくり返るといいますか、もうぐちゃぐちゃになるような状態が起きました。今言われるとおり、この市役所、また小学校、中学校、病院等におきましても、そういったロッカー、キャビネット等の安全点検、リスク回避をしていく必要があるかと思っておりますので、対応のほうをさせていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 戒屋議員。

○3番（戒屋昭彦君） 御答弁ありがとうございます。やはり、特に、幼児、それから病院のかたでベッドに寝ていらっしゃる方、その他方々もいらっしゃると思えますので、そのあたりの安全についてのリスクは対応とっていただきたいというふうに思っております。

時間もだんだん迫ってまいりましたので、最後の質問にさせていただきたいと思っております。

昨年、ジオパーク認定、9月になられまして、先ほども西岡市長のジオパークに関する御答弁もございました。やはり、ジオパークとなれば、日本のジオパークということで、山口県も、この美祢市も有名になってきた。なっていないといけないうことで、特に、秋芳洞、景清洞、その他いろんな洞があるかと思っております。そのあたりで、私も実際に体験したことについてお話して、その後の危機管理リスクについて、お話を、問い合わせをしたいと思っております。

昨年の11月20日、21日でしたか、三連休があったかと思っております。私の友達が東京から2名山口県に遊びに来まして、美祢とはどういったとこだ。私が戻ってきたので、20数年いて戻ってきましたので、まず遊びに行きたい。そして観光したいということで、秋芳洞、それから萩、下関を連れてまいりました。そのとき、秋芳洞に入って、実際にこれは体験したことでございます。

私が友達と洞内を観光してあったところに、御老人御夫婦がつえをついて歩いていらっしゃいました。そのとき、御主人のほうに急にうずくまりまして、ちょっと気分が悪くなったか、胸が痛い、ちょっと心筋梗塞かわかりませんが、ちょっとしゃがみこまれました。そのときに奥様があなた大丈夫ということで言われまして、ちょうど私も、その友達含めて、その方々のそばにいまして、大丈夫ですかという声かけたら、その御主人のほうも、いや、大丈夫、大丈夫というふうなことを言わ

れたんですけど、これがもっと厳しい状況になれば、本当に緊急の場合で連絡しないといけないかなというふうに思ったことを体験しました。

そのときに、まず、携帯は先ほどのように、まず通じない。どうやって連絡したらいいかと思ひまして、その当時、本当に大丈夫ということで立たれましたんで、そのとき友達と洞の外に出まして、入り口の切符を見られる方々に洞内の緊急の連絡のときはどのようにすればいいですかということをお話を聞きました。そのときに私は回答を聞いておりますが、実際にちょっとその担当の方が、どのようなことで緊急連絡を洞内からとればいいのか、先にちょっと教えていただきたいと思ひます。

○議長（荒山光広君） 奥田総合観光部長。

○総合観光部長（奥田源良君） 洞内からの緊急連絡と申しますか、職員に連絡をする方法といたしましては、洞内に内線電話と申しますか、案内をするポイントがございます。そこに内線電話、職員使っておりますけど、それになります。あとは中を巡回しております職員に届け出をいただく方法が一つだと思っております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 戒屋議員。

○3番（戒屋昭彦君） 御答弁ありがとうございます。私がなぜ先に緊急連絡をお聞きしたかといひますと、まさに、私が出口で男性の方に、ちょっとお名前は、私はちょっと覚えてませんが、どのようにしてとればよろしいですかとお聞きしたときに、そのときおっしゃられた言葉が、洞内の中にガイドンスがあります。4カ国語、日本語、英語、中国語、韓国語ですか、そのところの下に緊急電話がありますということでお答えになりました。

実際に私どもはガイドンスを見て、実際にガイドンスの今回韓国でやってみようか、中国語で聞いてみようかということやってた。緊急電話の表示は、私が見たときがなかったんかもわかりませんが、よくわかりませんでした。それともう一つは、定期的に中を点検して申すということでおっしゃられました。私はそういったことを聞くんじゃないで、本当に困ったときに、例えば、今から観光客がどンドンどンドンふえて、収入も上がらないといひないと思っておりますけど、そういったときに、外人の方でもわかる、いろんなこともわかる、緊急の連絡方法。このあたりが今後の問題で必要ではないかと思ひますけど、いかがでしょうか。

○議長（荒山光広君） 奥田部長。



○総合観光部長（奥田源良君） まさに、緊急時の連絡体制につきましては、議員のおっしゃられるとおりでございます。そのことについて、秋芳洞の危機管理体制につきまして、お答えをさせていただきたいと思っております。

秋芳洞等観光鍾乳洞にあつては、観光客の安全確保が常に第一でございます。そのリスク管理が観光事業の将来性について成否を握ると言っても過言ではございません。そこには、観光業者として、観光の客、お客様ですね、それと観光エージェント、あるいは修学旅行で来られる学校関係者との信頼関係構築の上で非常に重要な側面があるというふうに思っております。近年の類似した事例としましては、平成21年の秋吉台上のホテルの一酸化炭素中毒事故、あるいは22年の集中豪雨による秋芳洞増水の報道、美祢市の集中豪雨による大規模水害等、美祢市の観光に大きく影響を及ぼしました事例でございます。

今回の議員が実際に体験されました洞内での観光客の体調の異変、あるいは、けが等における洞内でのリスク管理等のその把握につきましては、まず一つ目には、洞内に2カ所の定点カメラ、監視カメラというのが設置してございます。それによって監視をしております。次に案内所の職員によります30分置きの洞内の巡回というのを行っております。洞内の異変、観光客の状況、またお客様への案内、お困り事の相談などにも対応しているところでございます。

また、洞内には、先ほど申しましたが、電話が名所ごとにございまして、非常時に備えて連絡網をつくっております。表示につきましては若干見にくいという御指摘もありましたけど、そういうところもあろうかとは思っております。しかしながら、このあの今申し上げたこと以上に、議員が体験されましたとおり、お客様から情報をいただくと、お客様の情報に頼るといいますか、その部分が大きいところも間違いはございません。

これら種々の情報をもとに発生しました事故等に関しましては、事故管理マニュアルに従って、AEDや毛布あるいはPHSと呼ばれる洞内の携帯電話がございしますが、そのような物、必要物品を持参して、現場に急行をすることにしております。

しかしながら、いざ、一刻を争う事態には、なお一層のリスク回避の手段の向上が必要となつてまいります。これにつきましては、昨年度、これまで懸案事項でありました洞内での一般電話の通信確保の検討を進めております。この通信確保につきましては、一定のめどが立つに至つておりまして、今年度、洞内一部の箇所にお

いて、通信エリアの確保ができる見込みとなっております。これらをもとにして、洞内の緊急電話等、わかりやすい表示の改善を行い、一層の危機管理体制の充実に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 戒屋議員。

○3番（戒屋昭彦君） いろんな対策についての御答弁ありがとうございました。

やはり、これは、観光客が秋芳洞、その他景清洞等もありますけど、観光に行つて何かが起きた、あそこに行ったら危ないよというような風評被害とか、そういったことは出ないように、やはり、対策、対応がとってあるなど。だから、安心して観光に行けるというようなことで、今後とも対策をとっていただけたらというふうに思っております。

それから、最後に、先ほどお話されたように、30分置きに巡回していらっしゃるということで大変結構なことなんですけど、ちょっと時間的な問題ありますんで、併せて洞内での入場者及び洞内から出られた方、出と入りの数、こういったものを、中でけがをして倒れていらっしゃるかもわかりません。どっかうずくまって、陰に隠れて、そういったことの人も起きる、起きるかもわかりません。そういったあたりでの人数の把握。それからもう一つ、洞内でのリスクその他について、何か危ないところはないかということについての最後の御質問はちょっとお聞きしたいというふうに思ってます。

○議長（荒山光広君） 奥田部長。

○総合観光部長（奥田源良君） 洞内での入退場者数の把握とリスクの抽出対策についてにお答えをいたしたいと思います。

秋芳洞におきましては、通常8時30分から受け付けを開始いたしまして、閑散期を除きましては、午後5時30分に受け付けを終了しております。特に、午後4時30分以降は洞内観覧者の人数や観覧者の特徴の把握に努め、午後5時30分以降、営業終了を判断する際には、洞内に最大で4人の職員で最終確認を行っており、当日の営業の終了の決定をしております。

なお、洞内等の発生リスクにつきましては、豪雨による洞内水没、あるいは落雷による停電、台風による風水害、地震による施設倒壊、さらには繁忙期による洞内の混雑及び交通渋滞など、さまざまなリスクが存在していると思っております。

これらに対応するため、月一度のミーティングを初め、各種対応マニュアルをもとに機敏な対応を心がけておりますが、観光客の安全性と利便性の向上に向け、より一層努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 戒屋議員。

○3番（戒屋昭彦君） 御答弁ありがとうございました。やはり、出と入りの人数というのは本当に大切なものかと思っておりますので、確かに、今、4時半、4人の方で巡回して、今確認していらっしゃるということをおっしゃられましたので、そういった陰に隠れたわからない方がおられてはいけませんけど、そういったことがもう、ぜひ、起きない、起こらないようなことでの確認を再度充実してやっていただけたというふうに思っております。

それから、本当はもう少し、今回は危機管理ということで災害を中心にお話しさせていただきました。私は、もう一つ、庁内その他でのセキュリティ、その他いろんな問題が危険のリスクとしてあるかと思っておりますので、また、そういった機会がありましたら質問させていただきたいというふうに思っています。

最後に、リスクは未然防止のためであり、美祢市内の市役所、病院、保育所、小中学校、観光地域への潜在リスクの洗い出しの実施、要因の多様さを認識し、リスク意識を高め、防止策に取り組むことが、災害が生じたときに被害を少なくすることができることだというふうに思っております。この確立も、先ほどからいろんな対策を打たれるというふうに言っておられますが、このあたりでの人間の判断ミス、連絡ミス、それから対応ミスが改めてリスクを対応したとしても、また招いてしまうことがあるかもわかりませんので、さらなる、こういったことの抽出については、議員も含めて皆さんと一緒にやっていただければなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（荒山光広君） 以上をもちまして、本日予定された一般質問は終了いたします。残余の一般質問につきましては、あす行いたいと思ひます。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後5時38分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年6月27日

美祢市議会議長

荒山光広

会議録署名議員

高木法生

”

三好睦子